

史跡 見沼通船堀 保存活用計画

令和 9 年〇月

例言

- 1 本書は、埼玉県さいたま市緑区と埼玉県川口市に所在する史跡見沼通船堀の保存活用計画である。
- 2 本計画の作成は令和 5 年度（2023 年度）から令和 8 年度（2026 年度）まで行った。
- 3 計画策定にあたり、文化庁文化資源政策・記念物課（令和 7 年度までは文化財第二課）及び埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課（令和 5 年度は埼玉県教育局市町村支援部文化資源課）の指導を得た。
- 4 本書の執筆・編集は、さいたま市教育委員会事務局文化財保護課及び川口市教育委員会事務局教育総務部文化財課が行った。

目次

第1章 計画策定の沿革・目的	6
(1) 計画策定の沿革	6
(2) 計画の目的と対象範囲	6
(3) 策定体制	7
(4) 協議会等の設置・経緯	8
(5) ワークショップ・パブリックコメント	10
(6) 関連計画との関係	10
(6) 計画の実施	14
第2章 史跡等周辺環境	16
(1) 自然的環境	16
(2) 歴史的環境	18
(3) 社会的環境	29
第3章 史跡等の概要	37
(1) 見沼通船と見沼通船堀の歴史	37
(2) 指定に至る経緯	42
(3) 指定に至るまでの調査成果	43
(4) 指定の状況	45
(5) 指定後の調査成果	49
(6) 木曽呂の富士塚の調査成果	54
第4章 史跡等の本質的価値	55
(1) 史跡等の本質的価値の明示	55
(2) 地区区分の設定	57
(3) 構成要素の特定	58
第5章 大綱（基本方針）	60
第6章 保存（保存管理）	61
(1) 保存（保存管理）の現状と課題	61
(2) 保存（保存管理）の基本方針	64
(3) 保存（保存管理）の方法	65
(4) 現状変更の取り扱い基準	67
(5) 植生管理	72
(6) 追加指定	73
(7) 公有化	73
(8) 防災	73
第7章 活用	75

(1) 活用の現状	75
(2) 活用の課題	75
(3) 活用の基本方針	76
(4) 活用の地区設定と地区ごとの方針	77
(5) 各活用分野における連携と活用方法	78
第8章 調査	79
(1) 調査の現状	79
(2) 調査の課題	79
(3) 調査の基本方針	79
(4) 調査の方法	79
第9章 整備	81
(1) 整備の現状	81
(2) 整備の課題	82
(3) 整備の基本方針	82
(4) 整備の方法	83
第10章 運営・体制	86
(1) 運営・体制の現状	86
(2) 運営・体制の課題	86
(3) 運営・体制の基本方針	87
(4) 運営・体制整備の方法	87
第11章 実施計画	89
(1) 施策の実施計画の策定	89
(2) 施策・事業の実施への対応	90
第12章 経過観察	91
(1) 経過観察の方向性	91
(2) 経過観察の方法	91

第1章 計画策定の沿革・目的

(1) 計画策定の沿革

見沼通船堀は享保16年(1731)に造られた、見沼代用水と芝川の間に川船を通すための堀である。水位差のある見沼代用水と芝川の間に船を通すために、いわゆる閘門式運河の仕組みがとられた。見沼通船堀は、大正時代後半には利用されなくなり、昭和6年(1931)に正式に利用が停止された。

昭和30年に「尾間木通船ほり遺構」として埼玉県指定史跡となり、昭和32年には名称が「見沼通船堀遺構」に変更されている。昭和57年には「見沼通船堀」として国指定の史跡となり、浦和市が管理団体に指定された。

昭和59年には、「史跡見沼通船堀保存管理計画」が策定され、平成元年(1989)に「史跡整備計画」が策定されたのを皮切りに、整備事業の準備が進められた。平成6年度から平成9年度にかけて、整備事業が行われた。平成14年に見沼通船堀東縁の一部、水神社、木曽呂の富士塚が追加指定された。そのため、川口市が木曽呂の富士塚部分の史跡の管理団体となった。その後、平成20年代ごろには、史跡内の随所で劣化が確認されてきたことから、再整備事業が計画され、平成28年度から令和8年度にかけて、実施している。

このように整備事業と再整備事業によって、史跡の整備が行われたが、見沼通船堀を後世に継承していくとともに、一層の魅力向上を図るために、今後も保存・活用を推進していく必要がある。加えて、見沼通船堀の本質的価値などを検討する必要もある。そのため、従来の保存管理計画を改訂し、保存活用計画を策定する。

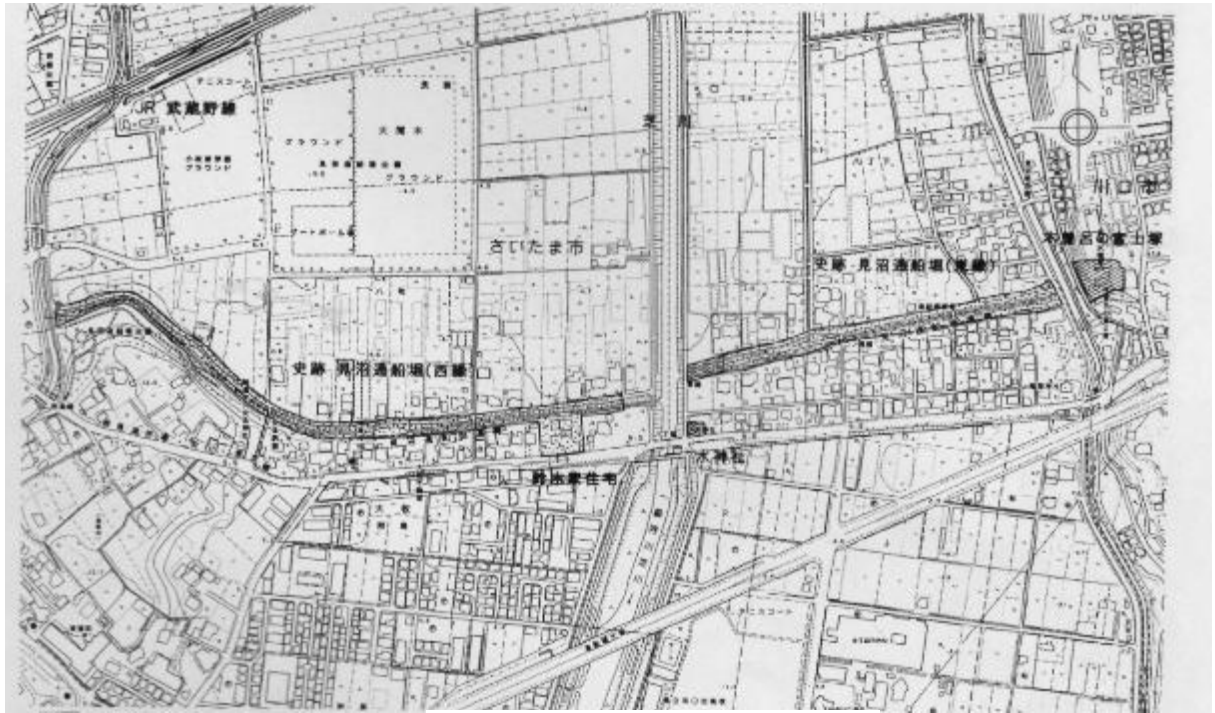
(2) 計画の目的と対象範囲

①計画の目的

見沼通船堀は、国内最古級の閘門式運河であり、近世の商品流通や地域社会の歴史を理解するうえで重要な史跡である。本計画は、見沼通船堀の本質的価値や構成要素について再確認を行うとともに、将来にわたって史跡を適切に保存・活用していくために講ずべき措置や方針を明示することを目的とする。

②計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡見沼通船堀の指定地内とする。ただし、指定地外にも関連する施設や文化財が点在しているため、それらについても必要に応じて検討を行う。



図〇 見沼通船堀全体図

(3) 策定体制

本保存活用計画策定にあたり、本史跡がさいたま市と川口市にまたがる史跡であることから、令和8年3月31日に「史跡見沼通船堀保存活用計画策定に関する協定書」を締結し、両市による策定体制を構築した。

さいたま市

氏 名	役職名
小林 昌彦	文化財保護課 課長（令和7年度）
金子 洋幸	文化財保護課 課長（令和8年度）
井上 拓巳	文化財保護課 史跡整備係長（令和7年度）、課長補佐兼史跡整備係長（令和8年度）
菅沼 翔伍	文化財保護課 主査
本澤 航	文化財保護課 主事
伊藤 舞	文化財保護課 主事（令和8年度）

川口市

氏 名	役職名
上野 浩一	文化財課 課長
永瀬 幸代	文化財課 課長補佐兼文化財保護係長

浅井 希 文化財保護課 主任

齋藤 安基 文化財保護課 主事補（令和7年度）

さいたま市・川口市打ち合わせ記録

期日	主な議題
令和6年5月17日（金）	・計画策定に係る現状の確認 ・県担当者同席による事前指導
令和6年6月28日（金）	・他の史跡保存活用計画事例の確認
令和6年10月18日（金）	・計画素案の作成 ・協議会委員候補者の選定
令和6年12月18日（水）	・計画策定事務
令和7年2月28日（金）	・保存活用計画素案の確認 ・ワークショップ実施
令和7年4月24日（木）	・保存活用計画素案の確認 ・協定書の内容の確認
令和7年6月12日（木）	・ワークショップ実施
令和7年7月16日（水）	・ワークショップ実施 ・協定書の内容の確認
令和7年10月3日（金）	・ワークショップ実施
令和8年3月17日（火）	・協定の確認 ・策定スケジュール確認

（4）協議会等の設置・経緯

保存活用計画の策定にあたっては、文化庁と埼玉県の指導のもと、有識者・土地の所有者で構成される「見沼通船堀保存活用計画策定協議会」を設置した。さいたま市文化財保護課が必要な調査を行うとともに、保存活用計画案を提示し、保存活用に関する方向性や手法について、専門的見地による協議を行った。

また、さいたま市庁内関係部署による庁内検討会議「史跡見沼通船堀保存活用計画策定検討委員会」を開催した。加えて、市民からの意見聴取のための機会として、ワークショップを開催した。

①見沼通船堀保存活用計画策定協議会

名簿

氏 名	所属・役職等	備考
老川 慶喜	立教大学 名誉教授、さいたま市文化財保	日本近代史

護審議会委員

山本 孝文	日本大学 教授	考古学・史跡
渡辺 洋子	芝浦工業大学 名誉教授	建築史
原 直史	新潟大学 教授	日本近世史
有元 修一	目白大学 名誉教授	民俗学
鈴木 甫	鈴木家住宅所有者	所有者・地元代表
八島 浩一	見沼代用水土地改良区管理部長	所有者

オブザーバー

氏名	所属・役職
前田 俊一郎	文化庁参事官付 主任文化財調査官
浅野 啓介	文化庁文化資源政策・記念物課 文化財調査官
町田 歩未	埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課 主任
宇高 美友子	埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課 主事

会議記録

期日	議事内容
令和8年5月22日(金)	保存活用計画第1章から第3章までの内容
令和8年7月29日(水)	保存活用計画第4章から第6章までの内容
令和8年8月19日(水)	保存活用計画第7章から第12章までの内容
令和8年11月〇日(〇)	パブリックコメント実施後、最終素案の確認

②史跡見沼通船堀保存活用計画策定検討委員会（庁内検討研究会）

史跡に関係するさいたま市の関係部署と連携するために、庁内検討研究会として史跡見沼通船堀保存活用計画策定検討委員会を開催した。

名簿

課所長名	役割
経済局 商工観光部 観光国際課 課長	観光・国際関係
都市局 みどり公園推進部 見沼田圃政策推進 課 課長	見沼田圃関係
都市局 みどり公園推進部 都市公園課 課 課長	見沼通船堀公園関係
建設局 下水道河川部 河川課 課長	河川関係
緑区役所 区民生活部 コミュニティ課 課 課長	緑区自治会・コミュニティ関係

教育委員会事務局 学校教育課 教育課程指導 地域学習・学校教育関係
課 課長

教育委員会	生涯学習部	博物館	館長	生涯学習・地域学習関係
教育委員会事務局	生涯学習部	文化財保護課	課長	史跡の保存・活用関係（さいたま市）
川口市教育委員会事務局	教育総務部	文化財	課 課長	史跡の保存・活用関係（川口市）

會議記錄

期日	議事内容
令和8年5月14日(木)	保存活用計画策定に関する内容説明

(5) ワークショップ・パブリックコメント

①ワークショップ^o

開催記録

回	日程	主な内容	参加者数
第1回ワークショップ	令和8年10月18日（土）	現地フィールドワーク。職員の解説を受けながらの現地見学。	13名
第2回ワークショップ	令和8年11月1日（土）	屋内グループワーク。見沼通船堀の保存と活用についてのディスカッション。	11名

②パブリックコメント

実施期間 令和8年10月1日（木）～10月30日（金）

意見数 〇〇〇件

主な意見 ○○○
○○
○○

（６）関連計画との関係

①上位計画（さいたま市）

A 2030 さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン（総合振興計画）

長期的な展望に基づく都市づくりの将来像を示すとともに、市政を総合的・計画的に運営するための各行政分野における政策や施策の方向性を定める市政運営の最も基本となる計画とされている。基本計画と実施計画の2層から構成されている。計画期間は、基本計画が、令和3年度(2021)から令和12年度までの10年間、実施計画が、令和8年度から令和12年度までの5年間となっている。「歴史文化資源の保存・継承・活用」の中で、

有形・無形の指定文化財の保存・継承・活用が盛り込まれているほか、緑区の地域資源として見沼通船堀が紹介されている。

B さいたま市教育大綱

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、その目標や施策の根本となる方針を定めたものである。基本方針の1つとして「本市をホームタウンとする2つのJリーグクラブや全国規模の競技施設に代表される多様なスポーツ資源、国指定特別天然記念物を含む指定文化財や「盆栽」「人形」などの地域に根差した多くの文化芸術資源等を生かして、盛んに行われるスポーツや文化等の多様な市民活動を通じて、全ての人が健康で生き生きと暮らすことができる都市を目指します」と規定されている。平成27年(2015)に策定、令和8年(2026)3月に改定が行われた。総合振興計画と同様に「歴史文化資源の保存・継承・活用」の中で、有形・無形の指定文化財の保存・継承・活用が盛り込まれている。

C 第2期さいたま市教育振興基本計画

本市の教育における基本理念や目指すべき教育の方向性を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として策定した、本市の教育振興の基本となる計画である。計画期間は、さいたま市教育ビジョンが、令和元年度(2019)から令和10年度(2028)まで、さいたま市教育アクションプランが、令和3年度(2021)から令和7年度(2025)及び令和8年度(2026)から令和10年度(2028)までとなっている。「人生100年時代を輝き続ける力の育成」を基本方向性の1つとし、生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備するなかで、文化財の保存・整備を進めると明記されている。

D さいたま市文化財保存活用地域計画(令和6年(2024)12月認定)

文化財の保存・活用のための取り組みを中長期的な観点から位置付け、実施するために、今後実施していく具体的な取り組み等について計画が策定された。本計画の中で、見沼通船堀の事業として、開門開閉実演、再整備事業、保存活用計画策定、鈴木家住宅(公開、建造物調査、在り方の検討)見沼通船堀300周年イベント、維持管理が挙げられており、それぞれの項目について、毎年進捗状況を確認することになっている。

②上位計画(川口市)

A 第6次川口市総合計画

まちづくりの基本的な方向性を示す川口市の最上位に位置する長期的な計画である。川口市では「市民とつくるまちづくり」「多様な主体の共生共栄」「多様な市民ニーズに的確する市民福祉の充実」を基本理念として、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、総合的、計画的に取り組む。基本構想、基本計画、実施計画の3層構造で構成され、基本

計構想は令和8年度（2026）から令和17年度（2035）までの10年間、基本計画は前期・後期の各5年となっている。「歴史の継承と文化芸術の発信」の中で、指定文化財をはじめとした歴史的資源の保存と活用が盛り込まれている。

B 川口市教育大綱

川口市総合計画で示す将来都市像「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」の実現を教育分野からめざし本市における教育の振興を総合かつ計画的に推進していくための方針として定めるもので、基本理念、及び基本理念を実現するための基本目標、施策、推進の柱で構成するものである。大綱の計画期間は5年間とし、川口市総合計画との整合性を図りつつ本市の教育を取り巻く社会動向を勘案して策定する。第6次川口市総合計画同様に、「歴史の継承と文化芸術の発信」の中で、指定文化財をはじめとした歴史的資源の保存と活用が盛り込まれている。

C 川口市教育振興基本計画

川口市教育委員会では、「川口市教育大綱」を受け、その基本理念を具現化するため、「川口市教育振興基本計画」を定め、これに基づき学校教育と生涯学習の各施策に取り組んでいる。令和3年度の「川口市教育大綱」改定に併せ、これまでの課題、社会動向の変化に対応し、「川口市教育振興基本計画」も改定された。第6次川口市総合計画同様に、「歴史の継承と文化芸術の発信」の中で、指定文化財をはじめとした歴史的資源の保存と活用が盛り込まれている。

③関連する個別計画（さいたま市）

A さいたま市見沼田圃基本計画（平成23年（2011）1月策定）

首都圏に残された平地の大規模緑地空間である見沼田圃について、各部門の諸施策を体系的に取りまとめた地域総合計画として、策定されている。見沼通船堀は見沼田圃の最南端に位置しており、本計画では「歴史・文化遺産の保全」の中に位置付けられている。

B さいたま市緑の基本計画（改訂版、平成19年（2007）3月策定）

将来都市像として「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」を目指し、都市緑地法に基づき、本市が中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画として策定された。緑豊かなまちづくりを計画的に推進する指針となるものである。歴史的資源や見沼田圃の緑の継承が盛り込まれている。

C さいたま市都市景観形成基本計画（平成19年（2007）10月策定）

荒川、元荒川や見沼田圃などの豊かな自然に加え、城下町や宿場町としての歴史、盆栽村、サッカー、鉄道や人形づくりの文化、さいたま新都心に代表される新たな街並みなどの多彩な地域資源を生かし、良好な都市景観を形成していくための基本的な指針として策

定された。計画には、見沼通船堀をはじめとする歴史や文化を伝える景観資源が盛り込まれている。

D さいたま市都市計画マスタープラン

さいたま市全体や地域の将来像を示し、これからのまちづくりを進めていく上での施策展開の方向性を示すものである。その中には、歴史文化資源の保全・活用を行うとともに、魅力ある都市空間や地域資源を結ぶ回遊ネットワークの形成も含まれている。平成17年（2005）に策定し、平成26年（2014）4月に改定されている。

E 第2次さいたま市環境基本計画

市民の健康で安全かつ快適な生活の確保の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和3年度（2021）を始期とし令和12年度（2030）までの計画が策定された。この中には、景観の保全（都市景観の保全・歴史的・文化的環境の保全）も含まれている。

F さいたま市農業振興ビジョン 2021

農業を取り巻く環境の変化や本市の農業が抱える課題などを踏まえ、農業施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年（2021）3月に本ビジョンが策定された。農業と密接に関係する樹林地や見沼田圃に関する内容が盛り込まれている。

G さいたま市田園環境整備マスタープラン

土地改良法の改正（平成14年（2002）4月）に基づき、平成15年（2003）3月に策定され、農業農村整備事業に際しての環境配慮の基本方針や環境配慮工法等を定めた基本計画に位置付けられる。この中には、環境保全の基本方針として、歴史・文化を伝承してきた生活環境の保全・整備も含まれている。

H さいたま市地域防災計画（令和3年（2021）7月改定）

さいたま市、埼玉県などの地方公共団体がその有する全機能を有効に発揮して、市民との役割分担の基に、本市の地域及び施設並びに市民に係る災害に備え、災害予防、応急対策と復旧に至る一連の防災活動を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的にした計画である。見沼通船堀に接続する芝川の増水時の防災計画などが盛り込まれている。

I さいたま市文化芸術都市創造計画（平成26年（2014）3月策定、令和3年3月改定）

文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定された。将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に向けて、取り組みが行われている。「歴史文化資源の保存・継承・活用」の中で、文化財の活用の

事例として見沼通船堀閘門開閉実演が紹介されている。

J 埼玉県文化財保存活用大綱

全ての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知って地域に愛着と誇りを深めるために、地域社会総がかりで文化財の適切な保存活用の促進を目指すことを目的とした大綱である。令和元年度（2019）に策定された。

④関連する個別計画（川口市）

A 川口市緑の基本計画（平成20年（2008）9月改訂）

緑地の保全及び緑化の目標、その目標を達成するために推進すべき緑地の保全・緑化の施策等を定めることとされており、川口市における緑に関する基本計画となる。川口市に残る数多くの歴史や文化の感じられる緑の景観を保全し、次世代の貴重な財産として、子どもたちに継承していくこと。また、保全緑地や保全樹木への指定等を引き続き推進し、地域の特徴的な景観として保全を図る。

B 川口市景観計画（平成19年（2007）10月策定）

景観行政団体である川口市が良好な景観を形成するための目的や方針ならびに良好な景観を形成するために必要な行為の制限の基準を定める。宿場町と日光御成道の面影を残す建造物、生活道、市などの関連資源を活用し、歴史的な界限や沿道の景観形成を図る。

C 川口市地域防災計画（令和6年（2024）6月改訂）

川口市の地域に係る災害について、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。「文化財の災害対策」についても計画の中で盛り込まれている。

D 川口市文化芸術基本計画

文化芸術の分野においては、市民の多様な文化芸術活動への意欲を高め、自己実現をかなえるための支援をし、一人ひとりの活動の自主性を尊重しながらも、お互いに交流し、協力しあえる市民生活を目指し、総合的に推進するため、「川口市文化芸術基本計画」が策定され、「地域の伝統的な文化芸術の保存・継承・活用」の中で、木曽呂の富士塚などの保存の取り組みが盛り込まれている。

（6）計画の実施

本計画の期間は計画認定の日から令和18年度（2036年度）末までとする。計画期間の内、保存活用計画認定の日から令和13年度末までを前期計画期間とし、令和14年度から令和

18年度までを後期計画期間とする。

年度	史跡見沼通船堀保存活用計画	さいたま市			川口市				
		さいたま市総合振興計画		さいたま市文化財 保存活用地域計画	川口市総合計画				
令和8年度（2026）			基本 計画	実施 計画		第1次 計画			
令和9年度（2027）	策定								
令和13年度（2031）	前期							第6次 計画	
令和14年度（2032）									
令和17年度（2032）	後期								
令和19年度（2037）		改定		次期計画 （詳細未定）					
		次期 計画							

図〇 保存活用計画の実施期間モデル

①見沼通船堀の位置

さいたま市は、埼玉県の県庁所在地で、埼玉県の南東部に位置し、東は春日部市・越谷市、西は川越市・富士見市・志木市・朝霞市、南は川口市・蕨市・戸田市・北は上尾市・蓮田市・白岡市に接している。市域は、東西 19.6m、南北 19.3 kmで、面積は 217.49 km²である。

さいたま市

見沼通船堀

図〇　さいたま市・川口市の位置

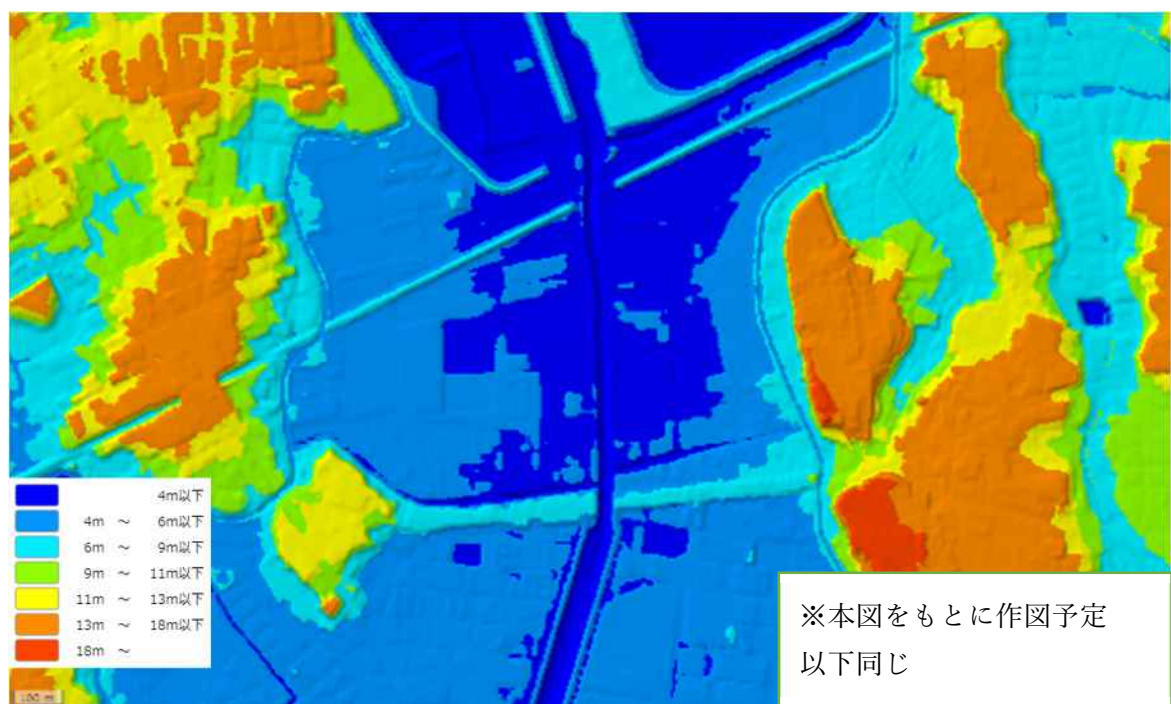
日本は、アジアモンスーン地域の一部に属し、さいたま市と川口市は関東平野のほぼ中ほどの内陸部、埼玉県南部に位置する。冬は晴天が続き乾燥した北西の季節風が吹き、夏は湿潤な太平洋高気圧に支配され、梅雨や台風による降水が多いことなどを特徴とする太平洋気候に属している。熊谷地方気象台では、埼玉県を南部・北部・秩父地方の3区分に分類しており、さいたま市は其中で、南部に分類される。南部地方の気候の特徴として、冬の北西の季節風は比較的弱い日本海を発達した低気圧が通過するときには南の風が強まること、気温は、朝の冷え込みが比較的弱く、冬季でも県内では暖かい地域であること、海の影響は南の地域ほど影響を受け易いことなどが挙げられる。

③地形・地質

さいたま市と川口市は、台地及び低地から構成され、すべて平野で、山地や丘陵はない。大宮台地などの台地や、それを取り囲む低地、台地内の細かい谷などから構成されている。地層については、関東ローム層と下総層群が関東平野の台地を構成しており、さいたま市の地質を構成する上で重要な要素となっている。

関東ローム層は、関東平野の台地や丘陵などを覆っている地層で、礫を除いて砂と粘土が同じ程度混ざり合ったロームと呼ばれる区分の土性を示す地層として研究が始まり、のちに火山活動に由来すると考えられ、ローム以外の土性の地層も含んで、「関東地方の第四紀火山活動に由来する火山灰起源の地層群」と定義されている。下総層群は台地を構成する地層であり、現在の関東平野の原型を形作った地層で、海水準変動の影響を受けて形成され、陸成層と海成層が交互に堆積している。低地には、沖積層が堆積し、泥炭層やシルト-粘土層、砂層、砂礫層から構成されている。

なお、見沼通船堀は見沼田圃に隣接しており、見沼代用水東縁と西縁に挟まれた芝川低地部分に接している。見沼通船堀の東側と西側には小高い台地があり、北側には農地が広がる。南側には赤山道が東西に走る八丁堤と呼ばれる小高い土地がある。



図〇 見沼通船堀周辺の地形図

④生態系

さいたま市の地形は山地や丘陵が存在せず、平野が広がっているため、多くは、平野に適応した生物が生息し、さいたま市の生態系を構成している。植生は、気温と降水量から、潜在的には常緑広葉樹林が発達する気候であるが、実際は、河川の氾濫や、人為的影響などが

ら、発達しない場所も多くなっている。現存植生図を見ると、水田雑草群落や田園雑草群落が多く見られ、その中に少数の森林が点在している。

市内では都市化が進んでいるが、見沼通船堀が立地する見沼田圃や芝川周辺には、ウナギやナマズ、コイなどの魚類や、クロベンケイガニなどのカニ類が生息し、アマサギなど鳥類が飛来するなど自然環境が残されている。

（2）歴史的環境

①通史

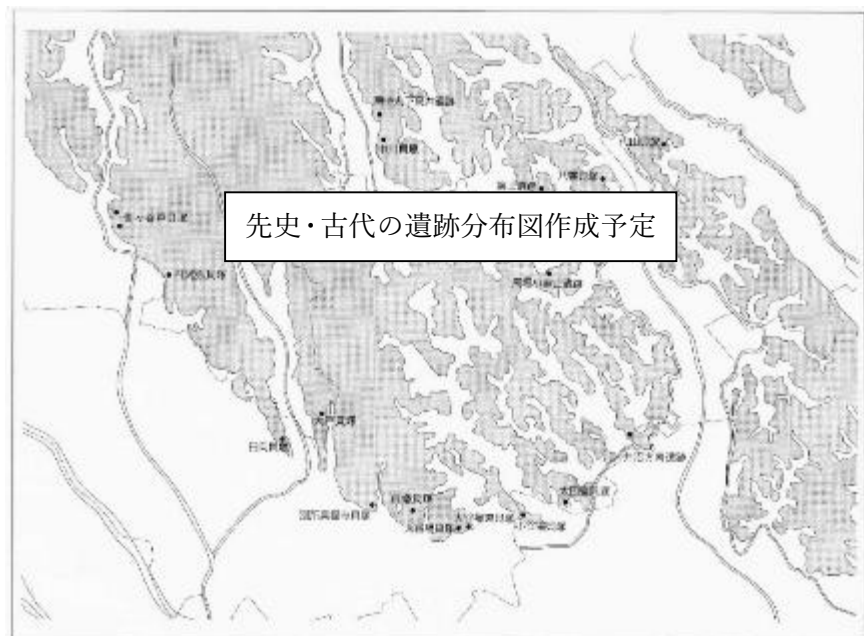
A 先史・古代

旧石器時代 旧石器時代の日本は非常に寒冷な気候で、氷河の発達により海水面は現在よりも100m程度低く、海岸線もかなり沖側に後退していたとされる。それに伴い、見沼田圃地域（芝川低地）は現在より大きく浸食を受け、低地と台地の標高差はより顕著なものとなっていた。遺跡は主に芝川右岸側の台地上に多く見つかっており、見沼通船堀周辺でも、宮前遺跡（緑区東浦和）や、黒曜石製のナイフ形石器が出土した和台北遺跡（緑区東浦和）など、出土遺物は少ないものの、旧石器時代の遺跡が確認されている。

縄文時代 1万6000年前頃になると縄文土器の使用を特徴とする縄文時代が始まった。見沼田圃地域では草創期の遺跡は確認されていないものの、寿能泥炭層遺跡（大宮区寿能町）や和台北遺跡にみられるように、早期初頭には既にこの地域で人々が活動を開始していたことが確認できる。

早期末には急激な温暖化により海水面が上昇し、前期前半にかけて内陸の奥深くまで海が入り込んでいった。「縄文（前期）海進」と呼ばれるこの現象によって見沼田圃地域は奥東京湾の巨大な入り江となり、水辺に面する台地縁辺部で多くの貝塚を伴う集落が形成された。

中期以降、寒冷化に伴う海退により見沼田圃地域は徐々に湖沼化していったと考えられ、それと並行して、馬場小室山遺跡（緑区三室）のように見沼に面する台地の先端部分に大規模な環状集落が形成される例がみられる。後・晩期



になると、市域全体で集落数が減少するが、見沼田圃地域では、氷川神社遺跡（大宮区高

鼻町)、東北原遺跡(見沼区東大宮)、馬場小室山遺跡のように遺構・遺物の充実している集落遺跡が、相互に距離的な間隔をもって見つかっている。特に、氷川神社遺跡や馬場小室山遺跡では人為的に造成された環状の盛土が確認されており、計画的に集落を形づくっていた様子を窺うことができる。また、膝子遺跡(見沼区膝子)や四本竹遺跡(緑区下山口新田)では丸木舟が出土しており、人々が水上にも活動域を広げていたことが分かる。

弥生時代 縄文時代の終わり頃に北部九州に稲作が伝播し、日本全体は弥生時代へと移っていったが、前期段階の市域ではあまり遺跡は見られず、見沼田圃地域においても、中期中盤に至るまで遺跡は確認されていない。中期中盤以降、関東地方南部に稲作が伝播する頃になると、水田等の痕跡こそ確認されていないものの集落遺跡が急増する。特に御蔵山中遺跡(見沼区御蔵)、大和田本村北遺跡(見沼区大和田町)は小規模であるが環濠を備えた集落であったことが分かっている。

中期末から後期後半にかけて見沼田圃地域では遺跡が殆ど確認されないが、後期末には、市域全体での低地帯進出活発化に連動して遺跡が再び急増し、130基以上の住居跡が見つかった馬場北遺跡(緑区馬場)のように、大規模で拠点的な集落も形成された。

古墳時代 3世紀中頃に古墳時代が始まると、最大の特徴である古墳の築造は荒川左岸地域に限定されていたものの、見沼田圃地域では弥生時代後期末の集落急増に続いて前期末にいたるまで多くの集落が造られた。一方で、中期以降は減少し、後期にいたっては、遺跡はわずか数件のみとなっている。

古墳時代の見沼田圃地域では、数少ない中・後期の遺跡から多くの土錘(漁網に使用する土製の重り)が出土しており、市内の他の地域と比べても際立っている。中期の染谷遺跡群(見沼区染谷)では59点、後期の北宿遺跡(緑区三室・馬場)では251点出土しており、見沼で網を用いた漁が盛んに行われていたことを示している。また、三崎台遺跡(見沼区片柳)、御蔵山中遺跡、中川稲荷山遺跡(見沼区中川)など、台地上に所在する中期の遺跡では鉄製品や鉄滓(製品加工過程で発生する不純物)が出土するとともに、鍛冶工房跡と見られる遺構が確認されており、この時期に水上交通を利用した鉄の流通が行われていたものと思われる。

奈良・平安時代 当該期においては、皇山遺跡(浦和区木崎)や上木崎遺跡(浦和区上木崎)、大間木内谷遺跡(緑区大間木ほか)で竪穴住居跡が確認されており、見沼低地を眼下に望む台地縁辺部に人々の生活の痕跡が認められる。また、和田北遺跡では、土師器の生産を行ったと思われる窯跡が確認されており、南比企地域などから輸入された須恵器に対して、土師器は現地生産が行われていたことを示している。

大宮区高鼻町にある氷川神社は、延喜式に記載される足立郡4座のうちの1社であるとされ、平安時代には既に創建されていたと考えられる。隣接する氷川神社東遺跡(大宮区高鼻町)でも平安時代の小型金銅仏や鉄製口琴が出土していることから、見沼低地のほとりで古くから神道及び仏教の活動が行われていたことをうかがうことができる。

B 中世

古代から中世にかけての見沼地域周辺の歴史については、史資料の残存が限定的である



写真〇 氷川女体神社神輿



写真〇 氷川女體神社古社宝類

ため、不明な点が多いが、見沼のほとりには、大宮氷川神社や氷川女體神社、中山神社などが鎮座していた。中でも氷川女體神社については、その社宝などから、見沼を舞台にして行われていた御船祭という神事が知られている。御船祭は隔年で9月8日に行われ、氷川女體神社から四本竹まで御座船で神輿が移動し、神酒を沼の主である竜に献じるというものであった。四本竹遺跡から790本の竹が出土しており、この神事が数百年間の歴史があったことが推測されている。



写真〇 四本竹遺跡出土 竹

C 近世初期（見沼溜井の時代）

江戸時代初期に関東郡代伊奈氏によって関東地方では用水や交通路の整備が進められた。中でも寛永6年(1629)に行われた見沼溜井の造成は大きな事業であった。見沼溜井造成は下流域の用水源のためのものであり、見沼の地形を利用して大規模な溜井を造成したのである。

見沼溜井を造成するために、見沼の中で東西が最も狭い場所に八丁堤を造成し、用水池とした。この事業によって、見沼溜井より下流の地域は用水利用が可能となった。この八丁堤の造成は伊奈忠治の赤山陣屋に向かう赤山道の整備の一環でもあった。赤山陣屋から与野町を通過し、土屋村の永田陣屋を結ぶ赤山道がこれにより整備され、東西の交通の要衝として八丁堤が機能するきっかけとなった。のちに見沼新田開発に伴って、八丁堤の北側に見沼通船堀が造成されることになるが、それ以降も交通の要衝としての機能は引き続き保持し続けることになる。

武蔵国には多くの沼や溜井が存在していたが、それらの中で見沼は群を抜いて大きく、国絵図でもその姿を確認することができる。「みぬま」「御沼」「三沼」などと絵図上で記されていることが確認される。

見沼溜井の造成によって、見沼は用水源として機能することになった。これによって下流域の安定した用水源となったものの、見沼の北部を中心にして、水位が上昇したことにより耕作地に被害が出るなど、問題も発生した。



図〇 見沼溜井の時代の見沼



写真〇 「日本分国図 武蔵国（正保国絵図写）」

D 近世中期以降（見沼新田開発）

江戸時代初期に各地で新田開発が進められ、沼と溜井を用水源としていたが、そこには限界があった。用水不足の問題が起こるとともに、さらなる新田開発が難しくなり、周辺地域では見沼溜井に代わる用水源として見沼代用水整備の要望が高まっていた。延宝元年（1673）と元禄14年（1701）には見沼代用水計画に係る願書が関東代官頭の伊奈氏に提出されるが、実現はしなかった。

見沼代用水整備と見沼新田開発が実施されるのは享保年間のことである。将軍となった徳川吉宗は享保の改革の中で年貢増徴とともに米の増産を目指した。全国でさらなる新田開発や用水整備が計画された。見沼新田開発と同時期に、常陸国の飯沼新田をはじめ、武蔵国の武蔵野新田や越後国の紫雲寺潟新田などでも開発が行われている。



図〇 造成された見沼新田

見沼代用水整備と新田開発は江戸に呼び寄せられた紀州出身の井澤弥惣兵衛為永の指揮の下で進められた。多大な費用と労力を要した見沼代用水整備と見沼新田開発は享保12年（1727）秋に開始され、翌享保13年に完了した。1,228町5反歩（約1,218ha）の見沼新田が造成されるとともに、その周辺の沼なども新田として造成されたことにより、米の増産が達成されたほか、より広い地域が用水を利用できるようになるなど、大きな成果を挙げた。3年間の年貢は免除され、享保16年には見沼新田の各地で検地が行われ、年貢米の蔵納のための輸送が始められることになった。この見沼新田開発の中で、見沼通船堀のある大間木新田と下山口新田も成立した。

E 近代

見沼通船堀のある地区は大間木新田と下山口新田の地域は、町村制施行に伴って明治22年（1889）に近隣の村々と合併して尾間木村となった。その間も見沼代用水を使った農業用水の供給は続けられ、見沼田圃の農地利用は引き続き行われた。一方、見沼通船の利用も引き続き行われていたが、陸上交通の発達によって、徐々に見沼通船の利用は減少していき、**昭和6年（1931）2月に通船許可期限が切れたことにより、通船事業は正式に廃止された。**

見沼田圃は東京の水源となる貯水池の計画が持ち上がることもあって、周辺地域を巻き込む大きな問題になることがあった¹。昭和9年9月には、その前月に貯水池計画のための測量が実施されたことに対して、地域社会からの反対活動はもちろんのこと、関係市町

¹ 『大宮市史 第四巻 近代編』359～365頁。

村による反対活動が行われるなど、強固な反対が起きた。関係市町村長から埼玉県知事と内務大臣、東京市長に宛てた中止の申し入れが書かれた陳情書が提出されている。その一方で、貯水池計画に賛同する動きもあるなど、貯水池計画は周辺地域に動揺をもたらしたようであるが、この問題は昭和10年に一度収束した。昭和14年には貯水池問題が再燃したものの、結局貯水池が実現することはなかった。

昭和15年(1940)には、見沼通船堀が所在していた尾間木村は、三室村とともに浦和市と合併した。この時に三市による「合併条件覚書」が締結されたが、見沼田圃を東京市の水道の貯水池にする計画には反対する旨が盛り込まれていた²。

F 現代

昭和33年9月の台風22号(狩野川台風)により、見沼田圃全域にわたって湛水するとともに、下流地域の川口市市街地の大半が浸水し、大きな被害が発生した。この時、見沼田圃の遊水機能が大きな注目を浴び、昭和40年に見沼田圃の宅地化は原則として認めないとする「見沼三原則」が制定され、主に治水上の観点から開発抑制策が行われるようになった。

平成7年(1995)4月、「見沼三原則」に代わる新たな土地利用の基準として「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」が制定された。その中で買い取りや借受けを行うことにより、荒れ地の拡大や新たな開発の誘発を防止し、見沼田圃の保全を図ることを目的に平成10年に「公有地化推進事業」が始まった

さいたま市では、首都圏に残された平地的大規模緑地空間である見沼田圃について、各部門の諸施策を体系的に取りまとめた地域総合計画として、平成23年1月に「さいたま市見沼田圃基本計画」を策定している。

令和元年9月4日には見沼代用水が世界かんがい施設遺産(Heritage Irrigation Structures)に登録された。また見沼代用水沿いを中心に、総延長20キロメートルを超える桜の下を散策できる日本一の桜回廊として「見沼田んぼの桜回廊」があり、市民の憩いの場として機能している。

②見沼通船堀に関係する文化資源

史跡見沼通船堀に関係の深い文化財としては、さいたま市指定有形文化財歴史資料「見沼通船器材」とさいたま市指定無形民俗文化財「見沼通船舟歌」、また国指定重要有形民俗文化財「木曾呂の富士塚」がある。

A さいたま市指定有形文化財歴史資料「見沼通船器材」(さいたま市立浦和博物館所蔵)

船用の茶箆筥、米びつ、飲料水桶、片手桶、水掻出し(大・小)、引き網、櫓、帆柱、アイビ(渡し板)、船頭家より寄贈、見沼通船堀を運航した船で実際に使用されていたもの。

² 『浦和市史 通史編Ⅲ』410～411頁。『浦和市史 第四巻 近代史料編Ⅱ』80～85頁。

B さいたま市指定無形民俗文化財「見沼通船舟歌」（保存団体：見沼通船舟歌保存会）

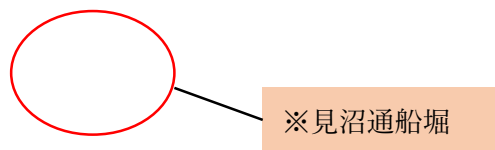
見沼通船に携わった船頭が、江戸との往復の際、舟の操作に合わせて口ずさんだ作業歌である。「千住節」と呼ばれ、七七七五調で、地元の地名が織り込まれている。現在唄われている歌は、昭和47年、地元の尾間木婦人会が残されたテープを何度も聞き直し、「相撲甚句」の調子に一本化し再現したものである。

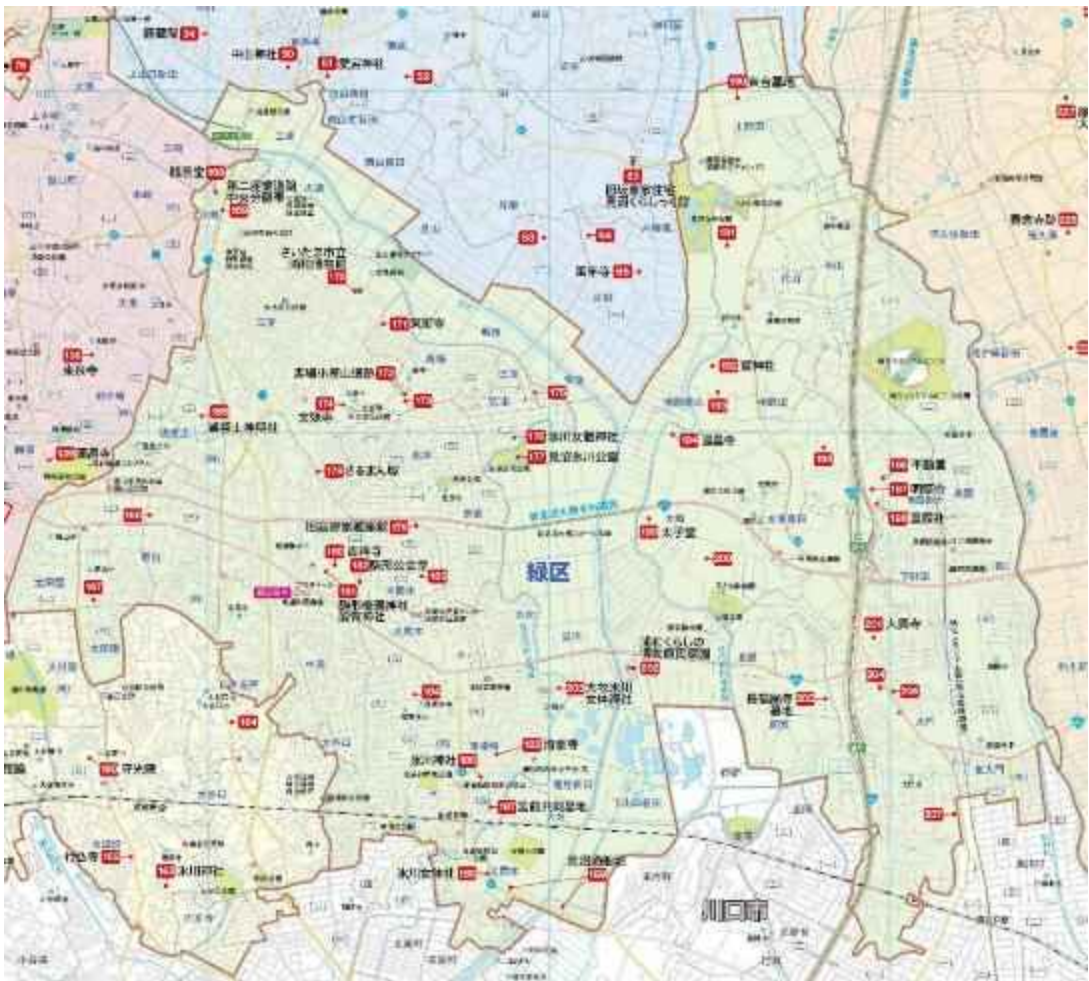
C 国指定重要有形民俗文化財「木曽呂の富士塚」

木曽呂の富士塚は寛政12年（1800）に、見沼通船堀と見沼代用水東縁の連結点の崖上に富士講信者（丸参講）を中心とする地域住民によって築造された。盛土の高さは5.4mで、塚に登る参道や胎内、火口などが設けられている。現存では県内最古級の富士塚である。

③指定文化財等（緑区の文化財）

さいたま市緑区周辺の指定・登録文化財は以下の通りである。見沼通船堀に関係の深い「見沼通船器材」「見沼通船舟歌」のほか、見沼田圃や日光御成道、寺社などに関する数多くの文化財がある。旧浦和市内の指定文化財を多く収蔵する浦和博物館や、旧浦和市内の民家を管理する浦和くらしの博物館民家園などの他、氷川女體神社や清泰寺に代表される社寺などが文化財を所蔵している。史跡では、見沼通船堀のほか、馬場小室山遺跡や大門宿本陣表門などがある。また指定文化財ではないが、芝川第一調節池周辺には四本竹遺跡がある。





図〇 さいたま市緑区の指定文化財所在地

番 号	所在地	指定名称等	指定種別
1	道祖土神明社	道祖土神明社本殿	市指定有形文化財（建造物）
2	個人宅	木造観音形坐像	市指定有形文化財（彫刻）
3	（ 共 同 住 宅 内）	太田窪のカヤ	市指定天然記念物
4	観音堂	山崎のボダイジュ	市指定天然記念物
5	第二産業道路 中央分離帯	山崎の大ケヤキ	市指定天然記念物
6	さいたま市立 浦和博物館	銅製鍍金八角釣燈籠 紙本墨書大般若波羅蜜多經 付 経櫃 三口 請箱 三十 三口 白鉄遺跡出土須恵器壺 付 土師器 二箇 馬場小室山遺跡出土 土偶装飾土器・人面画土器	県指定有形文化財（工芸品） 県指定有形文化財（典籍） 県指定有形文化財（考古資料） 県指定有形文化財（考古資料）

第2章 史跡等周辺の環境

小茂田青樹筆 茶の花図 付 小林古径筆箱書	市指定有形文化財（絵画）
木造不動明王坐像および二童子像	市指定有形文化財（彫刻）
木造大威徳明王および木造金剛夜叉明王像	
金剛山内外院代々古今記録	市指定有形文化財（書跡）
三條実美筆鳳翔閣豎額	市指定有形文化財（書跡）
高野家書籍	市指定有形文化財（典籍）
慶長の検地帖	市指定有形文化財（古文書）
寛文五年二月武蔵国足立郡五関村水帳外十五冊	市指定有形文化財（古文書）
木内家文書	市指定有形文化財（古文書）
沼影観音堂関係文書	市指定有形文化財（古文書）
大崎村検地帳 付 桐箱 一合	市指定有形文化財（古文書）
井上家文書	市指定有形文化財（古文書）
別所遺跡出土壺形土器	市指定有形文化財（考古資料）
大間木宮前遺跡出土台付甕形土器	市指定有形文化財（考古資料）
弥生式土器つば	市指定有形文化財（考古資料）
伝白幡本宿遺跡出土台付甕形土器	市指定有形文化財（考古資料）
弥生式土器脚付かめ	市指定有形文化財（考古資料）
弥生式土器つば	市指定有形文化財（考古資料）
大谷場遺跡出土晩期縄文式土器 付 小形壺形土器（後期縄文式土器） 一口	市指定有形文化財（考古資料）
布目瓦	市指定有形文化財（考古資料）
大谷場貝塚出土諸磯式土器	市指定有形文化財（考古資料）
注口土器 馬場小室山遺跡出土	市指定有形文化財（考古資料）
壺形土器 大谷場小池下遺跡出土	市指定有形文化財（考古資料）
私年号板石塔婆 弥勒二年正月一六日の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
月待供養板石塔婆 文明十七年己巳十一月廿三日の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
十三仏種子月待供養板石塔婆 銘大永二年壬午年十一月廿三日	市指定有形文化財（歴史資料）
日	
五榜の高札 第四札、第五札	市指定有形文化財（歴史資料）
さぎやまの記并歌 安政二年水無月藤波重好の識語がある	市指定有形文化財（歴史資料）
浦和宿絵図 文化八年の別紙裏書がある	市指定有形文化財（歴史資料）
玉林院朱印地境内堂社絵図及び古書写	市指定有形文化財（歴史資料）
阿弥陀三尊種子板石塔婆 正中二年十月六日の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
見沼通船器材	市指定有形文化財（歴史資料）
太子講関係資料	市指定有形民俗文化財
巖島神社絵馬	市指定有形民俗文化財

第2章 史跡等周辺環境

		身形神社の雨乞い絵馬		市指定有形民俗文化財
		石尊講木製奉納太刀 天明二年、四ツ屋村講中の銘がある		市指定有形民俗文化財
		大久保領家囃子連奉納絵馬		市指定有形民俗文化財
7	東漸寺	鰐口 武蔵国崎西郡中河郷大和田村蔵林寺 応永廿一年二月 晦日の銘がある		市指定有形文化財（工芸品）
8	馬場小室山遺跡	馬場小室山遺跡		県指定史跡
9	個人宅	小室社のタブノキ		市指定天然記念物
10	文殊寺	文殊寺絵馬		市指定有形民俗文化財
11	個人宅	氷川女體神社諸事控 付 武州一宮女躰宮御由緒書 一冊 宮本簸河社領一件 一冊		市指定有形文化財（古文書）
12	氷川女體神社	氷川女體神社社殿 付 寛文七年銘棟札 一枚 氷川女体神社神輿 三鱗文兵庫鎖太刀 牡丹文瓶子 氷川女體神社古社宝類 一. 古鈴 三箇 一. 鉾形祭具 二 口 銘正応六年 一. 鉄鏃 三本 一. 木造鳥魚形祭具 四箇 木造男神像 一軀 一. 二枚胴具足 一具 一. 鑄銅馬 一軀 神明宮扁額 僧公遵書 北条氏綱制札 大永四年八月廿六日、三室之郷あて 北条氏印判状 元龜三年十月廿一日、女躰宮神主あて 氷川女體神社社領寄進状及び朱印状 氷川女體神社の名越拔え 氷川女體神社社叢		県指定有形文化財（建造物） 県指定有形文化財（工芸品） 県指定有形文化財（工芸品） 県指定有形文化財（工芸品） 市指定有形文化財（工芸品） 市指定有形文化財（工芸品） 市指定有形文化財（書跡） 市指定有形文化財（古文書） 市指定有形文化財（古文書） 市指定有形文化財（古文書） 市指定有形民俗文化財 市指定天然記念物
13	見沼氷川公園	氷川女體神社磐船祭祭祀遺跡		市指定史跡
14	さるまん塚	庚申塔 寛保二壬戌歳正月吉日造立ノ銘アリ		市指定有形民俗文化財
15	旧高野家離座敷	旧高野家離座敷		市指定有形文化財（建造物）
16	吉祥寺	吉祥寺山門		市指定有形文化財（建造物）
17	駒形権現神社 須賀神社	駒形権現神社須賀神社本殿 駒形の祭ばやし		市指定有形文化財（建造物） 市指定無形民俗文化財
18	駒形公会堂	十六日念仏供養板石塔婆 銘永正一五年戊寅十一月十六日		市指定有形文化財（歴史資料）
19	個人宅	大熊家表門（旧浦和宿本陣表門）		市指定有形文化財（建造物）
20	個人宅	クマガイソウ自生地		市指定天然記念物
21	清泰寺	見性院の墓 木造十一面観音立像		県指定旧跡 市指定有形文化財（彫刻）

第2章 史跡等周辺の環境

		半鐘 「宝永七庚寅八月吉日」「粉河市正作」の刻銘がある	市指定有形文化財（工芸品）
		見性院靈廟三具足 松平肥後守寄附、寛政元年二月等の銘がある	市指定有形文化財（工芸品）
		有泉勝長木牌	市指定有形文化財（歴史資料）
		清泰寺の庚申塔	市指定有形民俗文化財
22	氷川神社	大間木氷川神社本殿 付 護摩札 一枚 寛文元年辛丑十月吉日の記があるもの 棟札 一枚 寛文七年造立の銘がある 掲額一面 享保十五年の銘がある	市指定有形文化財（建造物）
23	宮前共同墓地	篠原家の宝篋印塔 文化辛未年の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
24	氷川女体社	附島氷川女体社本殿	市指定有形文化財（建造物）
25	見沼通船堀	見沼通船堀 見沼通船舟歌	国指定史跡 市指定無形民俗文化財
26	東台墓地	延慶三年銘図像板石塔婆	市指定有形文化財（歴史資料）
27	個人宅	深井家長屋門 附 弘化元年棟札 一面	市指定有形文化財（建造物）
28	鷲神社	南部領辻の獅子舞獅子頭、衣裳及び道具類 附 長持及び長持覆い一式 南部領辻の獅子舞	市指定有形民俗文化財 市指定無形民俗文化財
29	個人宅	辻のムクノキ	市指定天然記念物
30	國昌寺	國昌寺門 大雲文竜書大弁才尊天号 阿弥陀一尊種子板石塔婆	市指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（書跡） 市指定有形文化財（歴史資料）
31	個人宅	辻のムクロジ	市指定天然記念物
32	不動堂	中野田不動堂 付 棟札 天明六年丙午三月四日建立の銘のあるもの 一枚 銅造不動明王坐像 付 木製光背 一基	市指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（彫刻）
33	明照寺	地藏種子板石塔婆 貞和三年丁亥銘 釈迦種子板石塔婆 康暦三年四月廿七日 僧浄源の銘がある 春日氏一族の墓	市指定有形文化財（歴史資料） 市指定有形文化財（歴史資料） 市指定史跡
34	重殿社	重殿社本殿 附 享保十一年扁額 一面 中西流算額 明治十四年五月吉日奉納の銘がある	市指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（歴史資料）
35	太子堂	太子堂鰐口 寛文九年、南部江大崎村太子堂の銘がある	市指定有形文化財（工芸品）
36	個人宅	釈迦種子板石塔婆 康暦三年四月廿七日、比丘尼浄本の銘がある	市指定有形文化財（歴史資料）
37	大興寺	来迎阿弥陀三尊板石塔婆 徳本上人念仏供養塔 大興寺のヒイラギ	市指定有形文化財（歴史資料） 市指定有形文化財（歴史資料） 市指定天然記念物

		大興寺のウメ			市指定天然記念物
38	浦和くらしの博物館民家園	旧蓮見家住宅 旧武笠家表門 旧野口家住宅 旧綿貫家住宅 旧高野家住宅 浦和くらしの博物館民家園展示棟（旧浦和市農業協同組合三室支所倉庫）			市指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（建造物） 市指定有形文化財（建造物） 国登録有形文化財（建造物）
39	大牧氷川女体神社	大牧氷川女体神社本殿 元年棟札 一枚	付	寛永十三年棟札 一枚 貞享	県指定有形文化財（建造物）
40	個人宅	大門宿本陣表門			県指定史跡
41	長福庵寺墓地	文永七年銘板石塔婆			市指定有形文化財（歴史資料）
42	個人宅	大門宿脇本陣表門			市指定有形文化財（建造物）
43	個人宅	大門のアベマキ			市指定天然記念物

④指定文化財等（川口市・木曽呂の富士塚周辺の文化財）

東沼神社

差間 2-15-45

浅間神社参拝図絵馬

木曽呂の富士塚の北側の見沼代用水東縁高台に鎮座する東沼神社（明治時代に合祀により浅間神社から改称）の境内に富士塚が現存している。浅間神社参拝図絵馬は、天保 11 年（1840）当時の境内を描いた絵馬であり、社殿と鳥居、見沼代用水東縁と富士塚、白装束姿の参拝者 8 人等が描かれている。富士塚が築造された年代は不明であるが、絵馬が描かれた天保 11 年（1840）以前には築造されていたと考えられる。

市指定有形民俗

赤山陣屋跡（旧跡赤山城跡）

大字赤山 766-2 他

寛永 6 年（1629）に幕府代官伊奈忠治が築造し、寛政 4 年（1792）に改易されるまで赤山伊奈家が拠点にした陣屋であり、曲輪や復元された堀の一部を確認できる。大正時代の伝承にもとづいて「赤山城跡」の名称で県の旧跡指定を受けている。

県旧跡

（3）社会的環境

①人口 ※最新のものに更新予定。

さいたま市の人口は 1,342,207 人であり、県内において最大の規模で、市町村の人口規模では全国で 9 番目である。世帯数は 636,516 世帯、人口密度は 6,173.1 人/㎢である

(令和5年(2023)5月1日現在、住民基本台帳)。令和2年(2020)国勢調査によると、平成27年(2015)国勢調査(前回調査)と比べて6万46人増加している。人口増加率は4.8%で、平成22～27年の3.4%からさらに上昇している。

国立社会保障・人口問題研究所が、平成27年(2015)国勢調査の人口等を基に推計した値によると、人口は令和12年(2030)頃をピークに、その後減少に転じ、令和27年(2045)には128.6万人まで減少する見通しとなっている。

■ 総人口の見直し



資料：平成27(2015)年までは「国勢調査※」(総務省)

令和2(2020)年以降は、社人研から発表された推計値

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

出典：さいたま市総合振興計画基本計画 2021—2030

図〇 さいたま市の総人口の見通し

②産業

平成27年(2015)の国勢調査によれば、15歳以上の労働力人口は611,916人で前回の調査の平成22年(2010)に比べ、9,181人減少している。指定都市(20市)中の労働力率をみると、8番目に高い結果となっている。

属品製造業」（同「輸送用機械」）が29事業所と続いている（出典：さいたま市の工業2020年工業統計調査結果報告書）。さいたま市は、高度な基盤技術を有する多彩な製造業が集積しているまちと言えるだろう。

C 商業

平成28年(2016)経済センサス調査によると、事業所数8,125事業所、従業者数92,141人、年間商品販売額5兆2,181億5,365万円となっている。卸売業では、事業所数が北区、従業者数・年間商品販売額は大宮区が最も多く、小売業では、事業所数・従業者数・年間商品販売額のすべてで大宮区が最も多くなっている。特に、旧大宮市は「鉄道」と「製糸」の2つの産業を柱として発展してきたまちであり、それが現在にもつながっている。

D 伝統産業

市内には江戸文化などの影響を受けた伝統的工芸技術を継承する事業所が所在するほか、荒川などの自然環境や、宿場町・門前町・城下町として栄えた地理的条件により発祥・定着した、いわゆる老舗が存在する。さいたま市では、伝統的な技術や精神に基づき、文化や風土、歴史的経緯から、さいたま市の固有のものとして発祥し、一定の集積をなし、現在もその伝統性を維持しながら経済活動を行っている「岩槻の人形」、「大宮の盆栽」、「浦和のうなぎ」の3つの産業を「さいたま市伝統産業」に指定している。さいたま市特有の貴重な地域資源として指定することにより、事業者の意欲向上がはかられ、後世へ継承すべき「さいたま市ブランド」として、その存在と魅力を広く発信している。

③交通

さいたま市は、鉄道や高速道路等の広域的な交通網が充実しており、市内31駅の1日平均乗降客数は延べ190万人を超え、日々多くの人々が往来している。なかでも北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線6路線をはじめ、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は東日本の交通の要衝であるとともに、全国有数のターミナル駅となっている。また、東北自動車道・東京外環自動車道・国道16号・国道17号・国道17号新大宮バイパス・国道17号上尾道路・国道298号・国道122号・国道463号・首都高速道路等の幹線道路網も充実している。さら

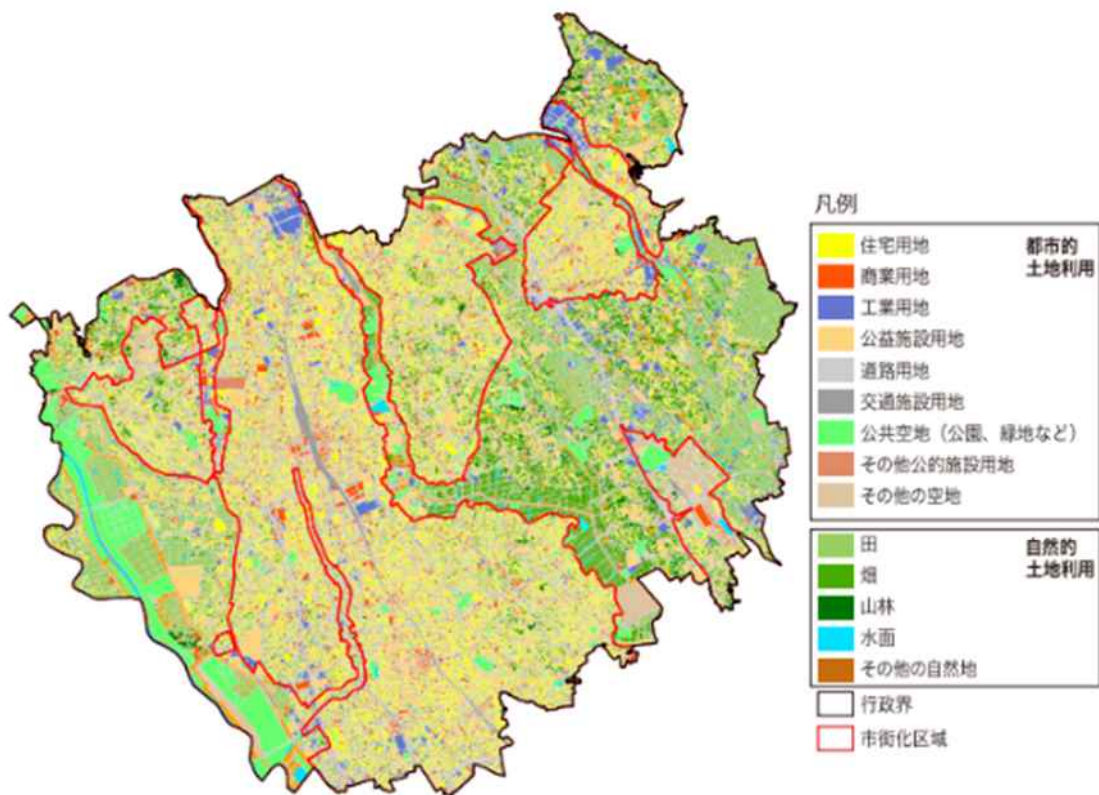


図〇 さいたま市内の主な交通

に、国道17号新大宮バイパスと国道17号を結ぶ町谷本太線や道場三室線の開通により、東西方向のアクセスが強化され、市街地の活性化が図られている。

④土地利用

さいたま市の土地利用は、都市的土地利用が約15,066ha(69.3%)、自然的土地利用が約6,683ha(30.7%)と、都市的土地利用が自然的土地利用を上回っている。都市的土地利用の主なものは、住宅用地で、全体の約4割を占めており、自然的土地利用の主なものは田・畑であわせて全体の約9割を占めている（出典：都市計画マスタープラン）。



図〇 土地利用状況図

⑤法的規制

A 文化財関連

文化財保護法 見沼通船堀は文化財保護法による史跡指定地と埋蔵文化財包蔵地に該当している。史跡指定地において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行おうとする場合、文化財保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。また埋蔵文化財包蔵地において土木工事などを行う場合、文化財保護法第93条および94条が適用される。

なお、木曽呂富士塚は重要有形民俗文化財の指定を受けており、現状変更を加える場合は、文化財保護法第85条の規定に基づく現状変更の許可を得る必要がある。

B 都市計画関連

都市計画法 見沼通船堀の史跡指定地は都市計画法による市街化調整区域にあっている。市街化調整区域では、都市計画法の開発許可適用除外の建物か、都市計画法に基づく開発許可等を受けたもの以外の建物は建築できないなど、行為が制限されている。見沼通船堀西縁については、都市計画公園に位置づけられている。



図〇 見沼通船堀周辺の都市計画図

C 防災関連

土砂災害防止法 土砂災害警戒区域は、傾斜地の勾配や高さ等の条件に基づき県が指定する区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が指定する。特定開発行為（住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発行為）は許可制である。また、建築基準法に基づき、居室を有する建築物の構造耐力に関する基準が設定されている。建築物の移転等の勧告が行われることがある。

見沼通船堀の指定範囲のうち、木曽呂の富士塚区域の一部が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に該当している。また見沼通船堀東縁の東端部分は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に隣接している。



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

図〇 さいたま市土砂災害ハザードマップ



図〇 さいたま市洪水ハザードマップ

D 道路関連

道路法 見沼通船堀西縁は道路法の認定道路になっている。道路法 32 条に基づき、道路担当部署に占有許可申請と更新申請をして、占有を継続する必要がある。また道路法 24 条に基づき、工事などを行う場合は、施行承認を受ける必要がある。

E 環境関連

見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針 見沼通船堀は見沼田圃区域に該当している。見沼田圃区域において、①現にある用途を変更する目的で行う土地の区画形質の変更、②盛土（農地にあつては客土）等の土地の形の変更、③建築物及び工作物の建築並びにこれらの用途変更については、埼玉県知事又は市長の承認を受けるものとされている。

F 屋外広告物関連

さいたま市屋外広告物条例 さいたま市屋外広告物条例では、文化財保護法等により史跡等に指定された地域は屋外広告物の「禁止区域」とされている（第3条）。但し、法令の規定により表示する広告物、自家広告物など、適用除外となるものもある（第7条）。

川口市屋外広告物条例 さいたま市屋外広告物条例では、文化財保護法等により史跡等に指定された地域は屋外広告物の「禁止区域」とされている（第4条）。但し、法令の規定により表示する広告物、自家広告物など、適用除外となる（第17条）。

第3章 史跡等の概要

(1) 見沼通船と見沼通船堀の歴史

①見沼通船の開始と見沼通船堀の造成

享保13年(1728)に造成された見沼新田やその周辺で生産された米は、年貢米として江戸の浅草にある幕府の米蔵まで輸送する必要があった。そのために舟運を整備する必要が生じ、見沼通船と見沼通船堀の整備が行われた。

当時、享保の改革の中で新田開発が奨励され、全国的に新田開発が進められた。江戸幕府の勘定役や勘定吟味役格などを勤めた井澤弥惣兵衛為永は常陸国飯沼新田の開発を行い、その後見沼新田の開発も指揮し、成功させた。見沼新田は幕府の中心地である江戸から近い距離にあったが、生産された米を直接江戸まで輸送する手段が無かった。そのため、新たに見沼代用水を使った「見沼通船」が整備されることになった。

見沼通船を主導したのは、高田・鈴木両家であった。それぞれの初代にあたる和歌山出身の高田茂右衛門と鈴木文平の両名が井澤弥惣兵衛為永に従って、手賀沼開発や見沼新田開発に従事し、その功績によって、見沼通船を運営する権利を獲得し、両家の世襲で見沼通船の運営を独占することになった。

見沼通船を開始するにあたって、江戸に居住していた高田茂右衛門と鈴木文平の両名は江戸神田に通船屋敷を設けることを勘定所から許可され、ここを江戸の通船の拠点とした。また見沼代用水と芝川の重要拠点である川口、八丁堤、北袋、新染谷、上瓦葺、上平野の各所(右、図○参照)に通船会所を設け、荷物の積み下ろしや通行する船の監視などを行った。通船開始に際しては、見沼通船に従事する船が40艘用意され、見沼通船堀に隣接する大間木新田や下山口新田などの船頭が舟運に従事した。

享保16年、見沼代用水東縁と西縁、また芝川において河川舟運を実施するために、八丁堤に見沼通船堀が整備された。見沼通船堀は、見沼代用水東西両縁と芝川を結ぶための構造物であったが、東西両縁と芝川には高低差があり、それを克服するために、当時としては画期的な「閘門式」という技法で整備された。見沼通船堀造成の主体となった人物は、



図〇 見沼通船の通船会所と積場

同時代資料からの裏付けが無く、不明であるが、見沼通船堀の土地は幕府から高田・鈴木両家に使用許可が出されており、その後の管理・運営も両家が行っている。

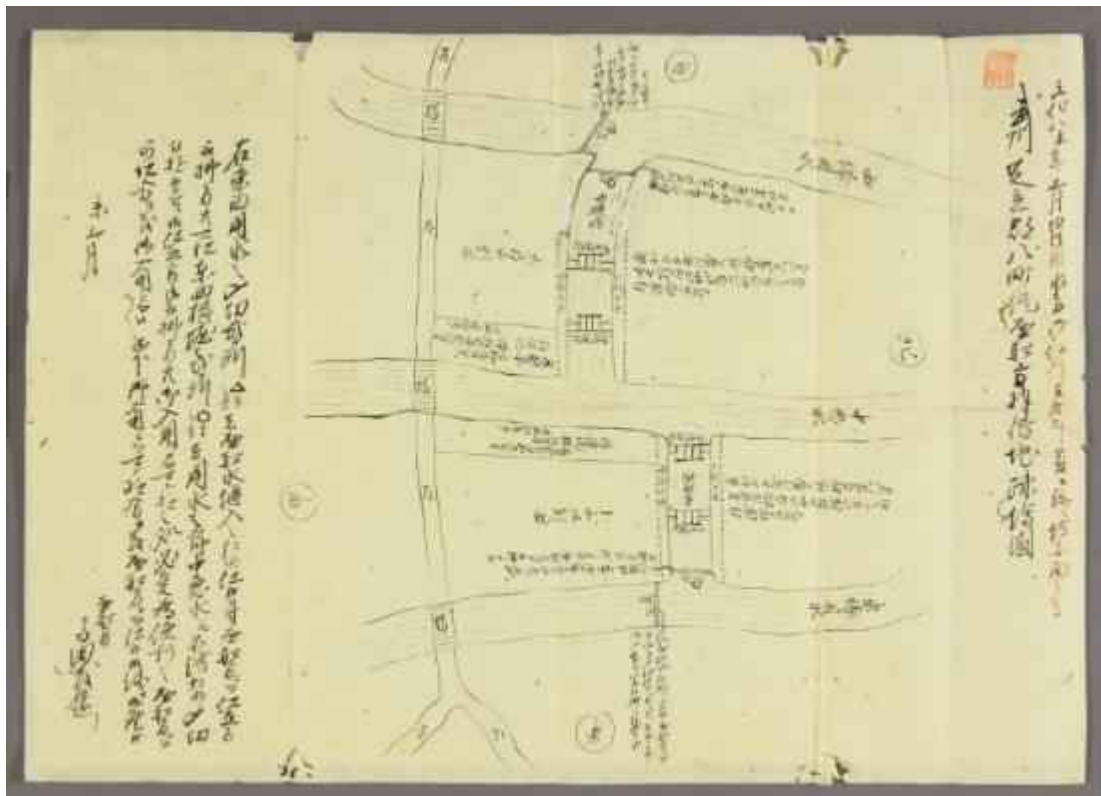
このように高田・鈴木両家は、見沼通船堀や通船屋敷、通船会所などの通船施設の管理者であり、川船の所有者であり、また川船の運営を行うなど、見沼通船全般の業務を独占する強い権限を有していた。

②「武州足立郡八町堤通船方拝借地疎絵図」に見える見沼通船堀の構造

文化8年（1811）に高田家6代目の高田与清が幕府の四川用水方に提出した「武州足立郡八町堤通船方拝借地疎絵図」（早稲田大学図書館所蔵）には見沼通船堀の構造や運用について詳しい説明が書かれている。

本絵図には、見沼通船堀の東縁は「東横堀」、西縁は「西横堀」と記述されている。基本的に通船堀の東縁と西縁は同じ仕組みで通船が運用されている。見沼通船堀東縁には水位を調整する堰杵として芝川側に「東請堰杵」、見沼代用水東縁側に「東本堰杵」がある。同様に見沼通船堀西側には芝川側に「西請堰杵」、見沼代用水西縁側に「西本堰杵」がある。「請堰杵」が現在の「一の関」、「本堰杵」が現在の「二の関」のことである。

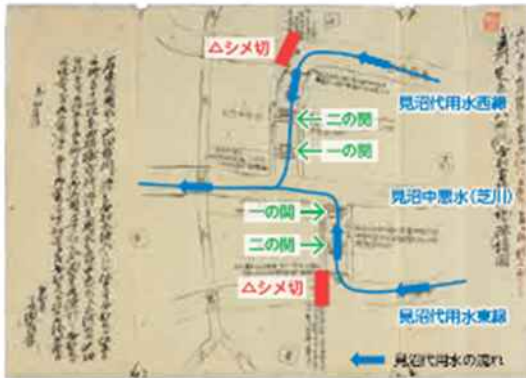
見沼通船堀は通船時期と用水時期で、水の流れが異なる。水の流れを変えるための構造物が「メ切」である。見沼代用水の東西両縁と通船堀が接続する部分に「○シメ切」「△シメ切」とある構造物のことである。通船時期と用水時期の切り替えの時期において、こ



写真〇 武州足立郡八町堤通船方拝借地疎絵図

のメ切の切り替えが行われていた。この切り替えについては、通船方が行う場合と四川用水方で行う場合があった。原則的には「△」の仕立てについては通船方が行い、「○」の仕立てについては「御入用」として四川用水方が行うことになっていた。

通船時期



用水時期



用水利用が終わり、秋から春にかけて、見沼通船が運営される際には「○シメ切」を取り除き、「△シメ切」を仕立て、見沼通船堀に水を流すことで、通船利用できるようにした。

通船利用が終わり、用水利用が開始される際には「△シメ切」を取り除き、「○シメ切」を仕立て、東縁・西縁下流へ流すことで、用水利用できるようにした。

図〇 見沼通船堀周辺の水の流れ

高田与清は度々、見沼通船堀に隣接する八丁の通船会所に出張している。文化12年12月18日には、見沼通船堀における船の運航の様子を自身の日記である「擁書楼日記 二」（早稲田大学図書館所蔵）の中で「堰枠にてのぼりくたりの舟筏のさまを見る」と書き記している。

③文政の仕法替えに伴う見沼通船運営の変化

高田・鈴木両家による見沼通船運営が継続していたものの、両家の対立や地域社会との軋轢などがあり、文政期には運営に混乱が生じるようになった。そのため、それまで高田・鈴木両家に集約されていた通船施設管理、川船所有、川船運営について、通船差配、船主、船割人に分割されることになり、これが現在、文政の仕法替えと呼ばれる見沼通船の転換点である。これによって、通船差配は実質的に高田家の世襲となった。一方、船主は江戸の商人に引き継がれたのち、嘉永2年（1849）には在地の鈴木桑之助に引き継がれた。

この文政の仕法替えに伴って、見沼通船堀の普請費用を通船差配が負担するなど、引き続き見沼通船堀の修理は、維持管理上の重要課題であった。木造構造物である見沼通船堀の関枠が強い水流などの影響による老朽化によって壊れることがあり、定期的に修理を行

う必要があった。天保8（1837）の時点では、関枿が大破したため、見沼通船堀を航行できない事態に陥っている。その後、関枿は修繕が施され、航行が可能になるものの、定期的な修理が必要であることは、見沼通船堀の宿命ともいえる欠点であり続けた。

見沼通船堀を通過した荷物としては、もっとも重要なものは年貢米であった。見沼新田の毎年の年貢米は5,000石近くであったと推定され、この他周辺の年貢米輸送にも利用された。また見沼新田や見沼代用水周辺で生産された商品作物も江戸へ運ばれた。周辺地域の名産である赤山渋や野菜、根菜などが江戸へ運ばれる一方で、その反対に江戸から、小間物や肥料、塩などが見沼田圃周辺地域にもたらされた。江戸時代後期には地域における商品流通が活発になり、見沼通船利用がより積極的に行われるようになった。

④見沼通船会社による見沼通船運営と通船の終焉

明治時代になってからも旧来の見沼通船の体制は維持され、通船差配の高田家が引き続き見沼通船の経営を行っていた。しかし、ほどなくその体制は終焉を迎える。契機となったのが明治2年（1869）のことである。柴山の伏越ふせこしより北側の見沼代用水路における通船についての願いが沿岸の村々から出された。柴山の伏越ふせこしより北側の見沼代用水路における通船についての願いが沿岸の村々から出された。埼玉県は明治6年にこれを許可することになり、さらに明治7年には高田家の見沼通船差配権などが廃止され、それに代わって見沼通船会社の結成が、内務卿によって許可された。こうして旧来の見沼通船体制が廃止され、通船会社による運営が始まることになった。上平野村篠崎源右衛門が社長となり、17の通船会社による見沼通船の運営が行われた。柴山の伏越以北も見沼通船が運航するようになっている。

見沼通船会社配置図



図〇 見沼通船会社配置図

明治7年には、見沼通船堀に関する施設である、関枿や通船会所にあった物置が、旧通船差配の高田貢平から見沼通船会社に売却された。これ以降、見沼通船堀の管理・運営、また定期的な修繕は、見沼通船会社が行うことになり、見沼通船堀の関枿の開閉は第15

(八丁) 会社の役割となった。こうして、高田家は完全に見沼通船運営から除外されることになった。

見沼通船会社による運営が始まったころの輸送荷物については、米のほか、赤山洪などがあった。その後も活発に積荷の輸送が行われており、**明治 26 年には見沼通船会社は株式会社となっている**。他方、明治 10 年代の鉄道開通に伴って、上流部の通船は衰微し、第 1、第 2、第 3 会社は明治 26 年までに廃止となっている。大正時代以降、道路整備と貨物自動車の増加によって、さらに見沼通船は運営が困難になった。見沼通船堀は、明治 35 年に西縁の閘門が、大正元年に東縁閘門が、それぞれ改築されているが、使用されたのは 10 年に満たないほどの期間で、大正期後半には見沼通船堀は使用されなくなったとされている。昭和 6 年（1931）2 月に通船許可期限切れとともに、通船事業は正式に廃止された。こうして見沼通船は終了し、見沼通船堀の役割も終わりを迎えた。

⑤鈴木家住宅・水神社・木曽呂の富士塚の歴史

A 鈴木家住宅

見沼通船堀の運営に、代々深く関与してきた鈴木家の住宅であり、現在の見沼通船堀のランドマークの一つとなっている。鈴木家の墓石によれば、文政 9 年（1826）にそれまで鈴木家が居住していた屋敷が火事により損傷したため、新たに屋敷を建設することになり、天保 9 年（1838）に現在の屋敷が完成したとされている。それ以降、現在まで鈴木家が居住している。



写真〇 鈴木家住宅主屋

鈴木家住宅の敷地の北側に見沼通船堀西縁が隣接している。また南側にはか

つての赤山道である、県道 103 号線（吉場安行東京線）があり、約 70m **東側**には通船会所が所在した芝川右岸があるなど、水陸交通の要衝に鈴木家が所在している。

昭和 30 年代に鈴木家住宅で最後の葺き替えが行われるまでは、茅葺であったが、現在は銅板葺の屋根となっている。令和 8 年度から 3 年間の予定で、主屋の正面部分の修繕事業を実施する。

B 水神社

芝川の東側に位置する水神社は、見沼通船堀が開通した翌年の享保 17 年（1732）6 月に創建されたと伝わり、水の神である罔象姫命が祀られている。創建当時、所在地は通船会所の用地として、高田・鈴木両家が幕府から拝借している土地である。水神社は見沼通船堀造成当初から、その周辺に住む船頭などの通船関係者によって信仰されてきた。

大正 12 年（1923）の関東大震災により、水神社本殿が倒壊しているが、関係者が寄付を募り、大正 14 年には再建された。この経緯については、昭和 4 年（1929）に建てられた水神社境内にある再建記念碑に記されている。大正 15 年頃の水神社の祭礼の写真には、祭礼に集まる多くの周辺住民が写されている。



写真〇 大正 15 年頃の水神社祭礼の様子

C 木曽呂の富士塚

文化 2 年（1805）に造立された石碑には富士塚造立の由来が記されており、寛政 12 年（1800）に築造されたとある。埼玉県下では最も古い富士塚であり、江戸で築造された富士塚の中でも早い時期の築造である。これまでの調査成果からも、①塚が比較的大型の「土盛り型」である点、②崖面を利用して築造することで、崖下からより大きく見えるよう地形を利用し視覚的効果を狙う手法を用いる点など、富士塚築造の初期段階の構造や江戸近郊でみられる特徴をもつことが明らかになっている。



写真〇 木曽呂の富士塚

（2）指定に至る経緯

大正末期には見沼通船堀の利用は行われなくなり、昭和 6 年の見沼通船の免許の期限切れにより、正式に見沼通船とともに、見沼通船堀の利用が停止した。見沼通船堀は、埼玉県によって、調査が行われ、その成果は昭和 8 年（1933）に『埼玉県史蹟名勝天然記念物調査報告 自治資料 第 5 輯 史蹟及天然記念物之部』の中で公表された。

昭和 30 年には、見沼通船堀は「尾間木通船ほり遺構」として埼玉県指定史跡となり、昭和 32 年には名称が「見沼通船堀遺構」に変更されている。

その後、浦和市によって国史跡指定に向けた準備が進められ、昭和 56 年 2 月 12 日に浦

和しが文化庁へ指定申請書を提出した。これを受けて昭和57年3月13日に文化財保護審議会が文部大臣に対して見沼通船堀の史跡指定の答申を行い、同年7月3日をもって国指定の史跡となった。同年11月26日には見沼通船堀の管理団体に浦和市が指定され、昭和59年3月31日に保存管理計画が策定された。

平成元年（1989）には史跡整備計画が策定され、その後整備の準備が進められ、平成5年度に実施設計を行い、平成6年度から平成9年度まで整備工事が行われた。平成14年には、水神社、見沼通船堀東縁と芝川の接合部分、木曾呂の富士塚が追加され、現在の指定範囲となった。

（3）指定に至るまでの調査成果

①戦前の調査

工学博士中川吉造が見沼通船堀の調査を行い、昭和3年に雑誌『水利と土木』の中で「日本最古の閘門に就て」として発表した。この中で、見沼通船堀の現況や構造図、聞き取りなどから、見沼通船堀についてまとめている。次いで、埼玉県が見沼通船堀の調査を行い、その成果は昭和8年（1933年）に『埼玉県史蹟名勝天然記念物調査報告 自治資料 第5輯 史蹟及天然記念物之部』として発行された。

②国指定と整備事業前後の調査

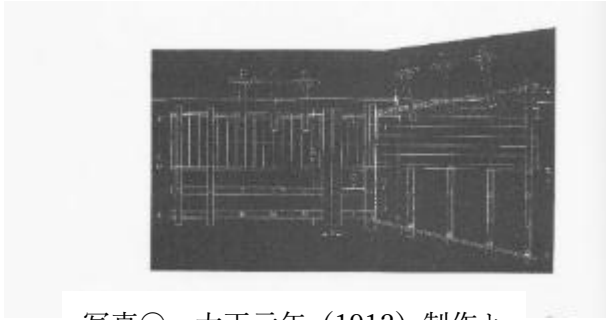
見沼通船堀発掘調査（平成3年度）

見沼通船堀が国指定の史跡となり、管理団体に指定された浦和시는、見沼通船堀の整備事業を行うことになった。整備事業に先立って、見沼通船堀の遺構の残存状況や構造の把握を目的として、平成3年（1991）度に発掘調査を行った。調査箇所は見沼通船堀東縁と西縁のそれぞれ一の関と二の関で、合計4箇所であり、いずれも明治・大正期に建造されたとされる。

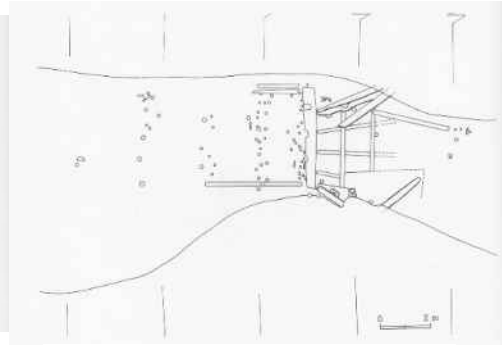
・東縁一の関

泥中に埋もれていたために、良好な状態で遺構が保存されていた。実測の結果、実測図が制作（図○）され、大正元年（1912）制作とされる設計図（写真○）とほぼ一致してい

ることが分かった。



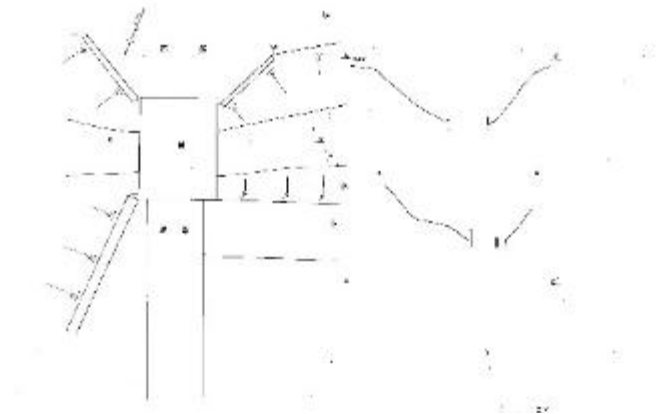
写真○ 大正元年（1912）制作とされる東縁一の関の設計図



図○ 東縁一の関実測図

・東縁二の関

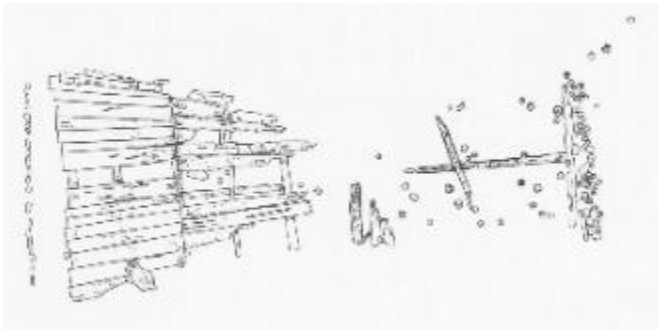
杭群（根太支えまたは押さえ）の一部が明らかになったものの、他の材は確認できなかった。



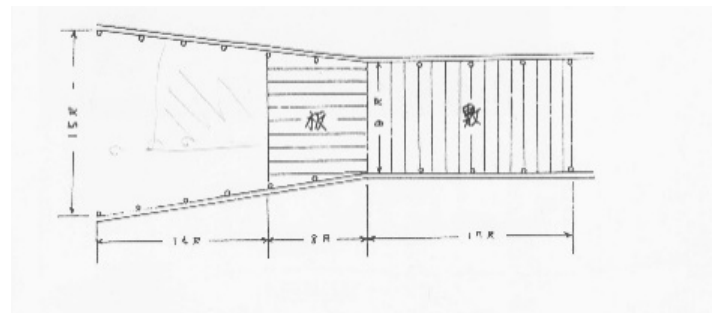
図○ 東縁二の関実測図

・西縁一の関

発掘調査以前から、遺構が露頭していたが、遺構図（図○）を制作し、年代不明だが明治後期のものと推定される旧見取図（図○）と比較したところ、ほぼ合致している。以上のことなどから、明治35年（1902）に改築された時の遺構が残されていたことが分かった。



図○ 西縁一の関遺構図



図○ 旧見取図

・西縁二の関

他の三つの関に比べて早くから無くなっていたとされるものであったが、発掘調査からも遺構はほとんど確認されず、関の上流部と考えられる部分のみ明らかとなった。構造は不明ながらも、西縁一の関とほぼ同じであったと推定される。

(4) 指定の状況

①指定告示

文部省告示第115号（昭和57年7月3日付け、官報第16627号）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和57年7月3日

文部大臣 小川平二

名称	所在地	地域
見沼通船堀	埼玉県浦和市	別図のとおり
備考 別図は省略し、その図面を埼玉県教育委員会及び浦和市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）		

庁保記第2の27号

鈴木 裕 ほか1名

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定します。

昭和57年7月3日

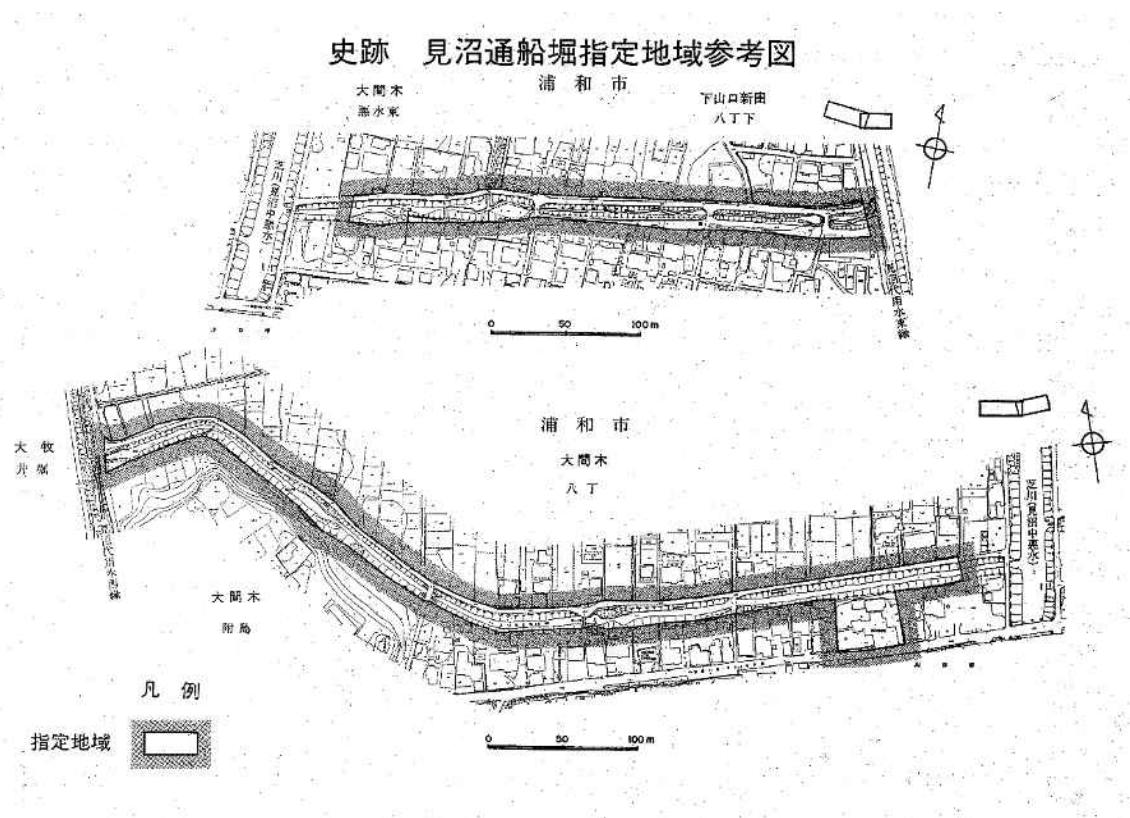
文部大臣
小川平二

記

1. (1) 名称 見沼通船堀
- (2) 所在地及び地域 別添のとおり
2. (1) 指定理由

ア 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡6（その他産業交通土木に関する遺跡）による。



文化庁告示第21号

(昭和25年法律第214号)第71条の2第1項の規定により、史跡見沼通船堀(昭和57年文部省告示第115号)の管理団体としては浦和市(埼玉県)を指定する。

昭和57年11月26日

文化庁長官 佐野文一郎

庁保記第2の38号 浦和市

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第71条の2第1項の規定により、史跡見沼通船堀(昭和57年文部省告示第115号)の管理団体として、貴市を指定します。

昭和57年11月26日

文化庁長官

佐野文一郎 印

②追加指定告示

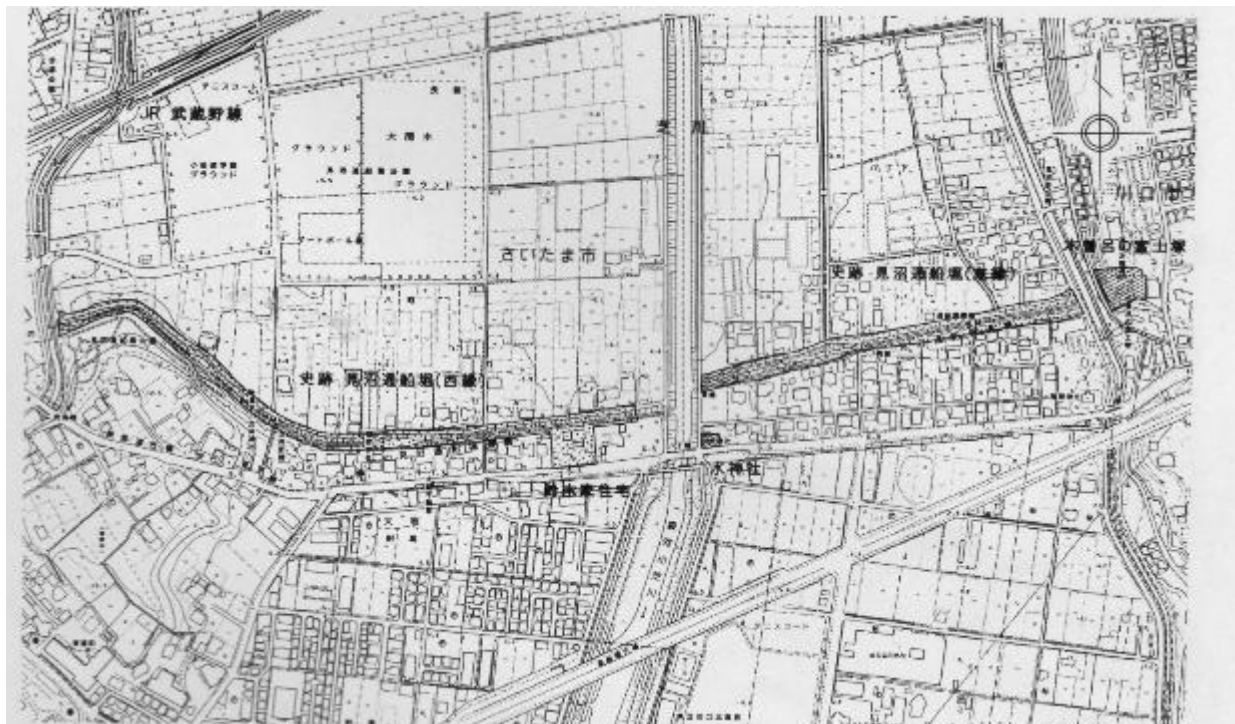
文部科学省告示第209号(平成14年12月19日付け、官報号外第275号)

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次の表の上覧に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成14年12月19日

文部科学大臣 遠山 敦子

	上欄		下欄
名称	関係告示	所在地	地域
見沼通船堀	昭和57年文部省 告示第115号	埼玉県さいたま市 大字大間木字悪水 東	別図のとおり
		備考	別図は省略し、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会及び川口市教育委員会に備えて縦覧に供する。(参考図参照)



③指定説明文とその範囲

見沼通船堀は、浦和市東郊に所在する我が国最古といわれる閘門式運河の遺構である。

江戸幕府の命を受けて井沢弥惣兵衛為永が開削した灌漑用水である。見沼通船堀は、享保13(1728)年に完成したが、その3年後の享保16(1731)年に物資輸送の目的のため、為永によって東縁用水、西縁用水とその中央を流れる芝川を結ぶかたちでつくられたのが見沼通船堀である。通船堀は東縁側で約390メートル、西縁側で約650メートルであるが、用水と芝川との水位差が3メートルもあったため、閘門を用いて水位を調整して通船させた。

江戸幕府は享保16（1731）年、鈴木文平、高田茂右衛門の兩人を見沼通船堀の差配に任じ、以後長く通船堀の管理経営はこの両差配のもとに置かれた。

江戸に送られる貨物としては米、粃が最も多く、その他小麦、野菜、槇、木材、漬物、樽柿、味噌、酒等を運搬した。江戸からの貨物には大豆粕、菜種粕、ほしか、下肥などの肥料、塩、魚類、醤油、南京豆、荒物などがあつた。

見沼通船堀は江戸時代初期における土木技術を考える上で、また大都市江戸と後背地間の流通経済を考える上で貴重であり、東西約1キロメートルに及ぶ運河遺構と通船差配（船割役）鈴木家住宅を史跡に指定し、保存を図るものである。

④指定地の現状

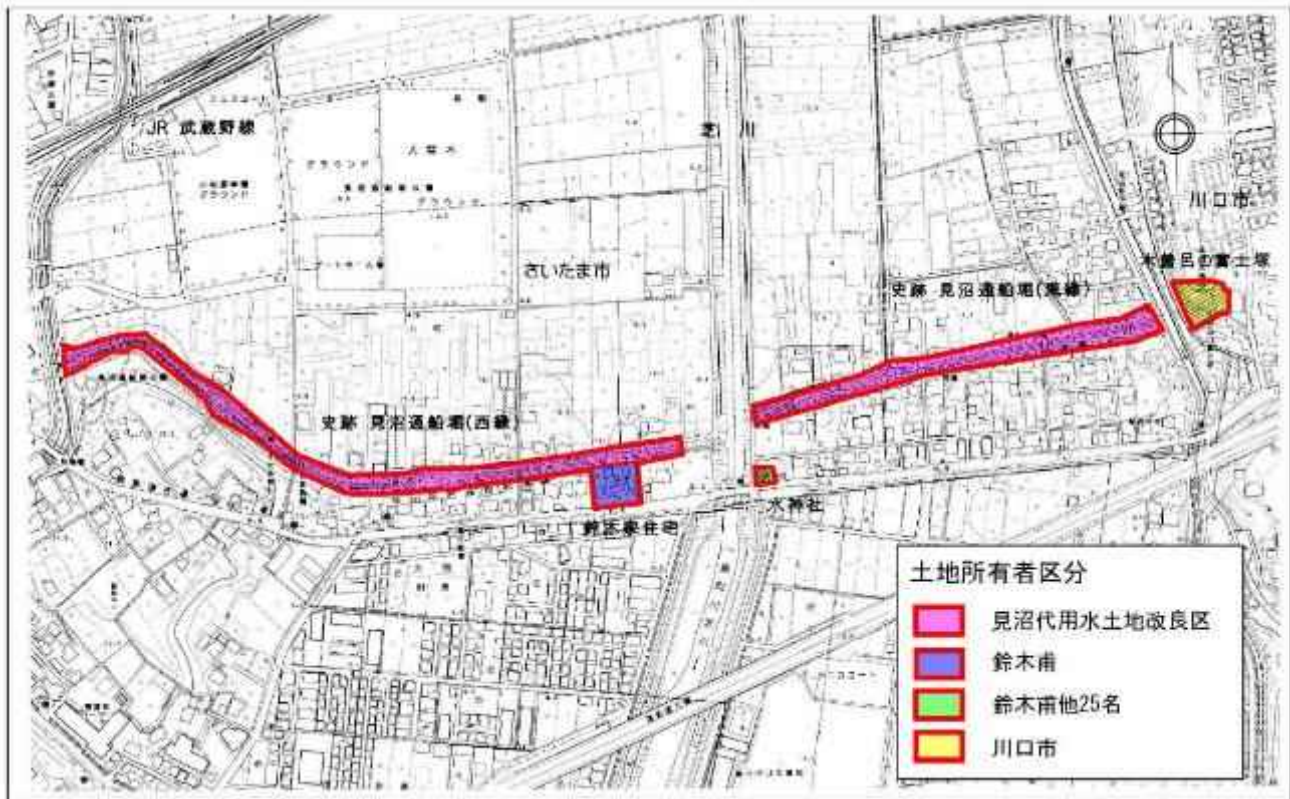
A 土地所有状況

- ①見沼通船堀（西縁・東縁）：見沼代用水土地改良区
- ②鈴木家住宅：鈴木甫
- ③水神社 26名による共有
- ④木曾呂の富士塚 川口市

水神社敷地は、複数所有者による共有地であるが、連絡がつかない所有者もあり、今後の管理に支障が生じる可能性がある。

B 公有化の状況

木曾呂の富士塚については、平成15年に史跡指定範囲の公有化を行っており、今後の公有化の予定はない。見沼通船堀のそれ以外の地区では、公有化は行われていない。『見沼通船堀管理計画』の中で、鈴木家住宅の敷地の公有化について言及があるが、今のところ公有化について具体的な計画はない状況にある。



図〇 見沼通船堀の土地所有状況

(5) 指定後の調査成果

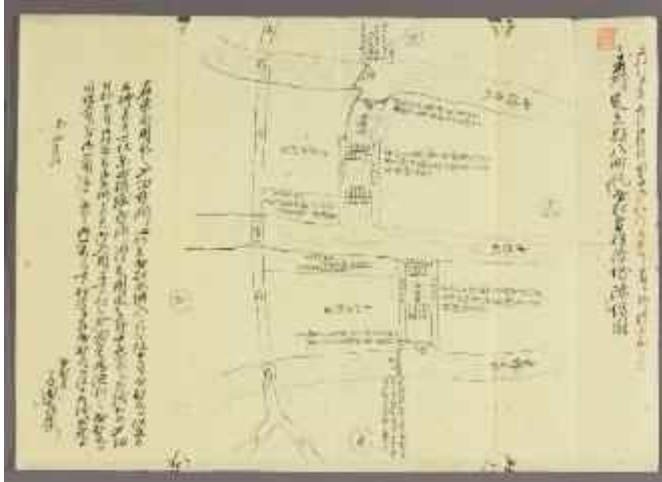
①歴史学の調査

A 浦和市史編纂事業（昭和56年～昭和63年）

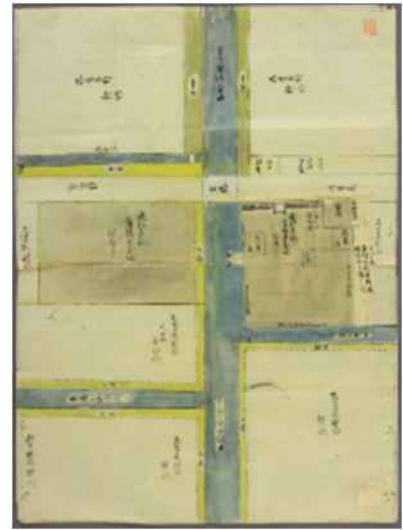
浦和市史編纂事業の中で、見沼通船堀の歴史に関する調査や、歴史資料の調査が行われた。江戸時代後期の見沼通船研究の基礎資料となる「見沼式番通船記録帳」「見沼通船記録帳」「見沼通船御用留」（いずれも慶応義塾大学文学部古文書室蔵）の翻刻が行われ、『浦和市史 第3巻 近世史料編Ⅰ』の中で紹介されている。また鈴木家住宅の所有者で、見沼通船堀の運営に深く関わってきた鈴木家の古文書については、写真撮影が行われ、その成果はCH本（古文書や近代文書の紙焼き写真を製本した複製資料）としてアーカイブズセンターに保管されている。

B 早稲田大学図書館所蔵「見沼用水通船図」の調査（令和元年度）さいたま市立博物館が、特別展「見沼～水と人の交流史～」開催のための調査の一環で、早稲田大学図書館所蔵「見沼用水通船図」の調査を行い、見沼通船堀や見沼通船に関する歴史資料が多数発見された。特に見沼通船堀周辺を描いた絵図2点（写真〇及び写真〇）については、見沼通船堀の構造や機能を研究する上で、重要なものである。「見沼用水通船図」資料群の調査によって、見沼通船堀の構造や運営方法の具体像が明らかとなるとともに、見沼通船

堀に隣接する大間木新田と下山口新田が、見沼通船堀の運営に深くかかわっていたことが明らかとなった。



写真〇 武州足立郡八町堤通船方拝借地疎絵図



写真〇 見沼通船堀付近疎絵図

C 見沼通船堀に関する歴史資料の調査（令和3年度～令和7年度）

保存活用計画策定に向けて、さいたま市文化財保護課が見沼通船堀に関する歴史資料の調査を行った。

関野家文書（さいたま市立浦和博物館所蔵）の調査によって、江戸時代の見沼通船堀の関の操作を行った大間木新田と下山口新田の百姓に対して、対価となる賃金が支払われていることが分かり、見沼通船堀周辺住民が見沼通船堀の運営に関与していたことが判明した。

また篠崎家文書（埼玉県立文書館所蔵）及び「諸向掛合留」（東京都公文書館所蔵）の調査によって、明治7年の見沼通船会社設立時に、見沼通船堀の関柵や物置が、それまでの通船差配の高田貢平から見沼通船会社に売り渡されていることが分かった。これによって、それまで通船差配を中心とした見沼通船堀の運営が、見沼通船会社に引き継がれたことが判明した。

②建造物調査

A 水神社の建造物調査（令和2年度）

芝浦工業大学渡辺洋子教授（当時）及び同大の大学生・大学院生と、水神社本殿の建造物調査を行い、平面図と立面図を作成した。

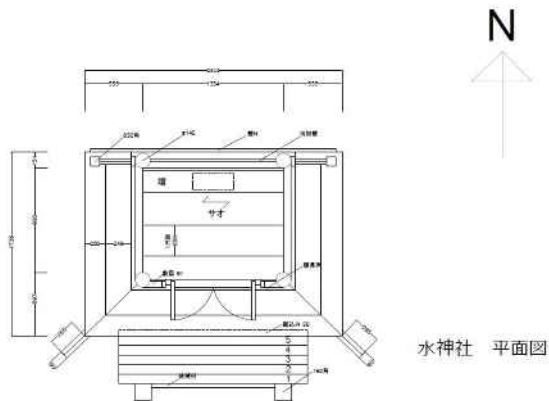


図9 水神社本殿 平面図

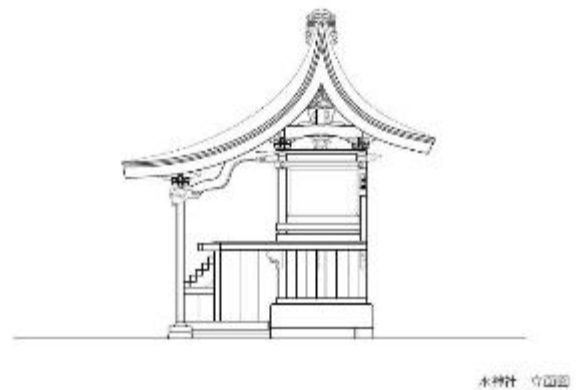


図10 水神社本殿 立面図

B 鈴木家住宅主屋の建造物調査（令和2～4年度）

芝浦工業大学渡辺洋子名誉教授（令和3年度より現職。）、同大小柏典華助教（当時。現地調査への参加は令和4年度のみ。）及び同大の大学生・大学院生とともに、鈴木家住宅の建造物調査を行った。その結果、鈴木家住宅の江戸時代に建築した主屋部分と土蔵（文庫蔵）の実測図を作成した。



図11 鈴木家住宅主屋・文庫蔵平面図



図〇 鈴木家住宅主屋立面図

C 鈴木家墓地調査（令和4年度）

芝浦工業大学渡辺洋子名誉教授とともに、さいたま市文化財保護課が鈴木家の墓地調査を行った。鈴木家の墓の文章を翻刻し、鈴木家住宅の建築時期が、従来考えられていた文政期ではなく、天保9年（1838）であることが判明した。

③民俗学調査

浦和市史編纂や浦和博物館による調査で、見沼通船に携わっていた見沼通船堀周辺の船乗りの聞き取り調査が行われた。これにより、近代の船乗り稼業の様相が明らかとなった。また、明治時代末期の見沼通船堀周辺の住民の構成や店舗の営業状況が明らかになった。加えて、さいたま市指定無形民俗文化財「見沼通船舟歌」については、指定時や浦和市史編纂時に調査が行われ、舟歌の歌詞が明らかとなった。

④閘門式運河の調査（平成15年度）

浦和博物館が、見沼通船堀の特徴の一つである閘門式運河について、近世における他の閘門式運河と比較検討するため、全国各地にある閘門式運河や類似する運河の現地調査を行った。各地の閘門式運河の特徴を整理するとともに、見沼通船堀との比較を行った。本

造の関を使って、角落しという木材の道具を複数枚使って、水位を調整するという
 閘門式運河としての構造の特殊性などが明らかとなった。

【主な調査先】

- ・小ヶ瀬井路と日田川通船（大分県日田市）
- ・倉安川吉井水門（岡山県岡山市）
- ・一の口水門と高瀬通し（岡山県倉敷市）
- ・勘十郎堀（茨城県東茨城郡茨城町・鉾田市）
- ・堀川と中間唐戸（福岡県中間市）
- ・高瀬川運河（京都府京都市）

【国内の主な閘門式運河】

名称	所在地	完成年	門扉形式	主な構造	文化指定等の状況	備考
倉安川吉井水門	岡山県岡山市	1679年	角落し	石造	岡山県指定史跡	
	島根県出雲市	1685	角落し	石造		
	島根県出雲市	1700年	角落し	石造		
勘十郎堀	茨城県東茨城郡茨城町	(1707年 建造開始)	不明	不明	茨城町指定史跡	未完成
見沼通船堀	埼玉県さいたま市	1731年	角落し	石造	史跡	
石井閘門	宮城県石巻市	1880年	合掌扉	煉瓦・石造	重要文化財	
船頭平閘門	愛知県愛西市	1902年	合掌扉	煉瓦・石造	重要文化財	

【他の閘門式運河との比較から確認できた見沼通船堀の特徴】

- ・見沼通船堀が東縁と西縁の2つの水路から構成される。
- ・東縁・西縁ともに、木製の関を2基使って、船の水位を調節する。
- ・木製の「角落し」を複数枚積み重ね、「杵抜き」という道具を使って操作し、水位調節を行う。

⑤市民意識調査

さいたま市広聴課が実施する市民意識調査では、見沼通船堀の認知度を調査項目としている。令和7年度の調査では、見沼通船堀の認知度は39.1%であった。

(6) 木曽呂の富士塚の調査成果

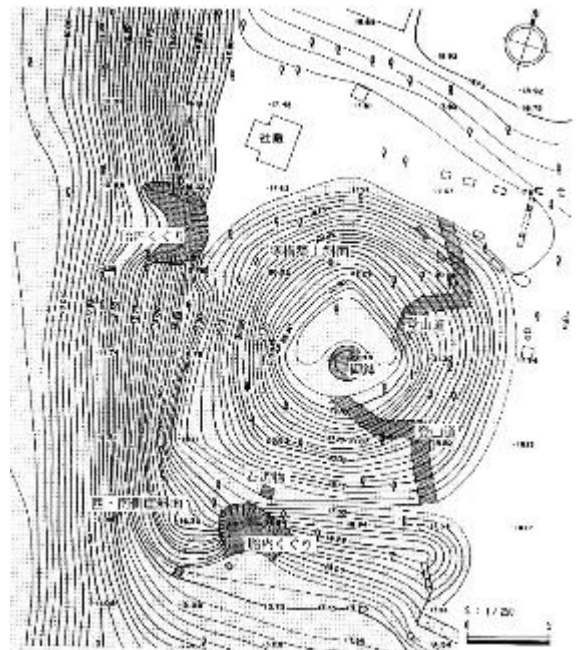
①国指定（国重要有形民俗文化財）と保存修理事業前後の調査

昭和53年（1978）に財団法人日本常民文化財研究所が首都圏を中心とした富士塚の総合調査を実施し、その一環として木曽呂の富士塚の実測と石造物・諸施設の調査が行われた。昭和55年の国重要有形民俗文化財指定後の昭和56年には、川口市教育委員会により植生調査が実施された。また、平成5年（1993）から平成7年にかけて行われた保存修理事業の際、胎内開口部において石碑（食行身禄の墓）、溶岩碑（道標碑）、台座と考えられる石造物等7基と、胎内くぐり開口部で信仰に関係すると考えられる遺構が確認された。

②見沼通船堀・八丁河岸・赤山街道の流通と木曽呂の富士塚

富士塚が早い段階で木曽呂に築造された理由として、見沼通船堀・八丁河岸の流通が大きく影響したと考えられ、見沼通船堀・八丁河岸を通じて早い段階に江戸から富士講の文化が入ってきたためと考えられる。

木曽呂の富士塚を築造した丸参講の講員名簿や石碑に刻まれる奉納者には、木曽呂村や八丁河岸近隣に所在する人々とともに、赤山街道沿いに所在する人々の名も見られる。赤山街道沿いには富士塚が点在し、丸参講が造立した道標もみられ、見沼通船堀と赤山街道を経て富士信仰の文化が伝えられたと考えられる。見沼通船堀・八丁河岸と赤山街道が接する流通の拠点に富士塚が築造されことは、見沼通船堀・八丁河岸が江戸の信仰や文化の伝播の場としての役割も担っていたと考えることもできる。



図〇 木曽呂の富士塚平面図



第4章 史跡等の本質的価値

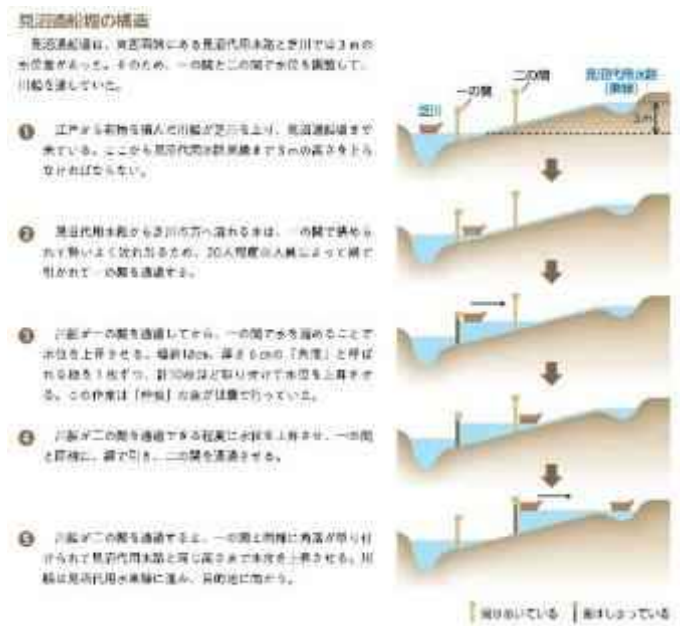
(1) 史跡等の本質的価値の明示

昭和 57 年（1982）の指定当時、指定説明文には本質的価値として、江戸時代初期における土木技術を考える上で重要な、我が国最古といわれる閘門式運河であること、また大都市江戸と後背地間の流通経済の結節点であったことが言及されている。しかしながら、国史跡指定から 40 年以上経過し、史資料の発見や、他の閘門式運河の事例研究、調査研究の進展により、指定当初の価値評価の再考が必要であるとともに、新たな視点からも価値評価が可能となってきた。調査研究の進展や新たな価値評価の視点を踏まえ、以下の通り、史跡見沼通船堀の本質的価値を明示する。

① **我が国初期**の閘門式運河であり、木造の関に、角落しを積み上げて水位を上げるという他に例がほとんどない構造の運河

国内の閘門式運河の研究が進み、延宝 7 年（1679）建造の倉安川吉井水門（岡山県岡山市、県指定史跡）や元禄 13 年（1700）建造の来原岩樋（島根県出雲市）などが紹介されたことから、見沼通船堀が「最古の閘門式運河」という表現は正確ではない。また宝永 4 年（1707）に着工したものの、未完成のままに建造が中止された勘十郎堀（茨城県東茨城郡茨城町・鉾田市、茨城町指定史跡）や、延宝期から貞享期に建造が進められた誕生寺川運河（岡山県岡山市・久米南町）などもある。しかしながら、閘門式運河の構造を持つそれぞれの運河間で、技術伝播が行われた形跡は吉井水門を参考にしたとされる中間唐戸水門（福岡県中間市、福岡県指定史跡）以外、ほとんど確認されていない。いずれも同時代に建造されたことは近世土木史を考える上で重要であり、**見沼通船堀が我が国初期の閘門式運河**であることについては、本質的価値の一つであると考えられる。

見沼通船堀は、見沼代用水西縁と芝川をつなぐ見沼通船堀西縁、見沼代用水東縁と芝川をつなぐ見沼通船堀東縁、以上二つの堀から構成されている。加えて木造の関であることや、木製の角落しを積み上げて水位を上げるという関の構造を有するなど、他の閘門式運河とは異なる特徴を持つ。これらは、他の閘門式運河とは異なる、見沼通船堀の固有の特



図〇 見沼通船堀の構造

徴である。

②幕府主導による新田開発によって造成された見沼代用水や見沼田圃と密接な関係性を有する史跡

見沼通船堀の歴史的経緯を確認すると、幕府主導で行われた新田開発事業によって享保13年に造成された見沼代用水及び見沼田圃と密接な関係性が確認される。同時期に新田開発は全国各地で行われていたが、江戸に近いこの地域で見沼田圃開発が行われ、用水確保のために利根川から見沼代用水が引かれた。見沼田圃周辺と江戸を繋ぐために見沼代用水と芝川を使った舟運が開かれることになり、享保16年に見沼通船堀が造成された。文化8年の（1811）「武州足立郡八町堤通船方拝借地疎絵図」の中でも確認できるように、春から秋にかけての農業の時期には用水利用が行われ、秋から春にかけての農閑期には見沼通船の利用のために、見沼通船堀が使用されていた。このような歴史的経緯や見沼代用水及び見沼田圃と密接な関係性は、見沼通船堀の本質的価値の一つであろう。

③大都市江戸と後背地間の流通経済の結節点であり、周辺地域の中心地としての賑わいの場所（東西南北の交差点として機能した見沼通船堀）

大都市江戸と見沼田圃や見沼代用水周辺地域を結ぶ結節点の役割を果たしていた見沼通船堀では、多くの川船が行きかい、多くの物資が流通していた。また見沼通船堀の中央に位置する芝川右岸部分には、通船会所が所在しており、物置や棧橋が確認されるなど、流通拠点として機能していた。加えて見沼通船堀に隣接して東西に赤山道が走っており、陸上交通との結節点としても機能していた。

④地域住民の生活や生業、信仰地域と密接に関わる史跡

明治末期の八丁堤付近の様子



大牧小学校蔵「明治末期の八丁河岸近景取図」をもとに作成

図〇 明治末期の八丁堤付近の様子

見沼通船堀の操作に大間木新田や下山口新田の住民が関わっていた他、農業の傍ら、船乗り稼業を行うなど、地域住民と見沼通船堀は密接な関係を有していた。多くの川船が集まる見沼通船堀の八丁堤では、様々な生業を有する住民がおり、見沼通船堀は賑わいの場であった。また見沼通船堀とその周辺には、地域住民の信仰の場がある。指定地内の水神社と木曽呂の富士塚、また指定地周辺の附島氷川女体社、稲荷社、大聖不動尊、下山口稲荷社などもある。

(2) 地区区分の設定

既往の保存管理計画などでは、地区区分を設定し、保存管理を行ってきた経緯があるため、本計画においても、地区区分を設定する。なお、史跡範囲外であっても、保存活用計画にとって重要な区域についても併せて区分設定する。

以上の通り、適切な保存管理のために、7つの地区区分を設定する

①西縁、②東縁、③鈴木家住宅、④水神社、⑤木曽呂の富士塚、⑥通船会所跡（史跡範囲外）、⑦西縁芝川接合部分（史跡範囲外）



図〇 見沼通船堀の地区区分

(3) 構成要素の特定

見沼通船堀には本質的価値に代表される総体的な価値が見出せる。史跡指定地にまつわる構成要素については、(Ⅰ) 史跡の本質的価値を構成する要素、(Ⅱ) 歴史的経緯を示す諸要素、(Ⅲ) その他の諸要素に区分し、下表のとおり整理する。

史跡見沼通船堀の構成要素

地区区分		(Ⅰ)本質的価値を構成する諸要素	(Ⅱ) 歴史的経緯を示す諸要素	(Ⅲ) その他の諸要素
①西縁	堤塘	堤塘、西縁一の関、西縁二の関跡	仮締切跡	
	園路			サイン、園路
②東縁	堤塘	堤塘、東縁一の関、東縁二の関	仮締切跡	
	園路			休憩施設 (トイレ)、サイン、園路
③鈴木家住宅	鈴木家住宅主屋		米蔵・納屋	船小屋、復元船、サイン、敷地内見学ゾーン
④水神社	本殿、鳥居、水神社再建記念碑			サイン、見学ゾーン
⑤木曾呂の富士塚			富士塚、社殿、鳥居、石造物	サイン、擁壁、階段

また、史跡外における構成要素について、(Ⅳ) 本質的価値を構成する可能性がある諸

要素と（Ⅴ）関連する諸要素として区分し、下表のとおり整理する。

史跡範囲外の構成要素

地区区分	(Ⅳ)本質的価値を構成する可能性がある諸要素	(Ⅴ)関連する諸要素
⑥通船会所跡	通船会所跡・見沼通船会社本社跡	
⑦西縁（芝川接合部分）	堤塘	
周辺地域		八丁橋、赤山道、四本竹遺跡、下山口稲荷社、附島氷川女体社、大聖不動尊、八丁観音堂、大間木稲荷社、見沼代用水、西縁本締切跡、東縁本締切跡、芝川、見沼田圃、野田の通船堀、通船会所（新染谷、北袋、上瓦葺、上平野、川口）、神田通船屋敷

第5章 大綱（基本方針）

見沼通船堀は、国内最古級の閘門式運河であり、特色のある角落しを使った独自の仕組みを有する史跡である。この特色ある仕組みを実際に運営したのは、高田家や鈴木家であり、地域住民であった。見沼通船堀周辺には多くの人や物が集まり、陸上輸送も栄え、小型の街場に成長した。

このように見沼通船堀周辺は、江戸と見沼周辺地域の流通経済の中心地であり、各地から物や人が集まる賑わいの場でもあった。こうした特色を持つ見沼通船堀について、見沼通船堀に関わる様々な主体・市民が共有する史跡の保存・活用の大綱（基本方針）を次のように設定する。

史跡見沼通船堀が目指す姿

地域のシンボルである見沼通船堀の価値を守り、活かし、

誰もが集い、学び、楽しめる、史跡周辺の環境を作る。

第6章 保存（保存管理）

（1）保存（保存管理）の現状と課題

第4章第3節で設定した地区区分ごとの主な諸要素について、それぞれの保存管理の課題を整理する。

①西縁

	名称	保存管理の現状と課題
（Ⅰ）本質的 価値を構成する 諸要素	堤塘	・再整備事業で施工済である。 ・大雨の時など、堀の崩落に注意する必要がある。 ・境界標が無く、南側の民有地や見沼通船堀公園との境界が分かりにくい。 ・樹木が繁茂している他、老朽化している樹木もある。
	西縁一の関	・再整備事業で施工済である。
	西縁二の関跡	・二の関の復元は行われていない。 ・周辺部分は再整備工事により良好な状態を保っている。
（Ⅱ）歴史的 経緯を示す諸 要素	仮締切跡	・仮締切の復元は行われていない。 ・周辺部分は再整備事業で施工済である。
（Ⅲ）その他 の諸要素	サイン	・再整備事業で施工済である。
	園路	・再整備事業で施工済である。 ・周辺住民の生活道路であり、認定道路でもある。日常的に歩行者がいるほか、地域住民の生活に密接に関わる区域であることから、電柱や水道管などの設置工事が行われることがある。

②東縁

	名称	保存管理の現状と課題
（Ⅰ）本質的 価値を構成する 諸要素	堤塘	・再整備事業で施工済である。 ・大雨の時など、堀の崩落に注意する必要がある。 ・境界標が無く、南側民有地との境界が分かりにくい。 ・樹木が繁茂している他、老朽化している樹木もある。
	東縁一の関	・再整備事業で施工済である。
	東縁二の関	・再整備事業で施工済である。
（Ⅱ）歴史的 経緯を示す諸	仮締切跡	・仮締切の復元は行われていない。 ・周辺部分は再整備事業で施工済である。

要素

(Ⅲ) その他の諸要素	休憩施設（トイレ）	・再整備事業で施工済である。
	サイン	・トイレについては、老朽化している。
	模型	・再整備事業で施工済である。
	園路	・模型のガラス窓が曇っており、見えにくい。
		・再整備事業で施工済である。
		・周辺の生活道路であり、日常的に歩行者がいるほか、地域住民の生活に密接に関わる区域であることから、電柱や水道管などの設置工事が行われることがある。
		・境界標が無く、南側民有地との境界が分かりにくい。

③鈴木家住宅

	名称	保存管理の現状と課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	主屋	・主屋は、正面部の荷重対策が将来的には必要である。
		・将来的な修繕計画が必要である。
(Ⅱ) 歴史的経緯を示す諸要素	米蔵・納屋	・1次整備時に、一般公開できるよう整備されたが、老朽化している箇所が散見され、将来的な修繕計画が必要である。
(Ⅲ) その他の諸要素	船小屋	・復元船を収納しているが、鑑賞はしにくい。
		・雨が内部に入ると、床部分に水たまりができる。
	復元船	・通常は展示をしている。
		・見沼通船堀閘門開閉実演時、水に浮かべるなど使用しているが、大きな損傷は見られない。
	サイン	・再整備事業で施工済である。
	敷地内見学ゾーン	・北側の堤塘に面する部分が一部崩落する可能性がある。現状大きく崩落する可能性は低いが、将来的な対策を講ずる必要がある。
		・樹木が繁茂している。

④水神社

	名称	保存管理の現状と課題
(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	本殿	・一部、老朽化がみられる。
	鳥居	・一部、老朽化がみられる。
	水神社再建記念碑	・良好な状態を保っている。

- | | |
|------------------------------------|---|
| <p>（Ⅱ）歴史的 鳥居
経緯を示す諸
要素</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・良好な状態を保っている。 |
| <p>（Ⅲ）その他 サイン
の諸要素 見学ゾーン</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・再整備事業で施工済である。 ・境界標が無く、周辺民有地との境界が分かりにくい。 |

⑤木曽呂の富士塚

- | | |
|--|---|
| <p>名称
（Ⅱ）歴史的 富士塚
経緯を示す諸
要素</p> | <p>保存管理の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曽呂の富士塚は、平成5年から平成7年度にかけて塚盛土・登山道・胎内くぐり等の保存修理工事が行われている。 ・塚盛土の斜面表層や参道の丸太階段の一部で土砂の流出が確認される。 ・樹木が繁茂し、富士塚の形状が不明確となっている。 ・平成6年に胎内めぐり開口部の保存修理を行ったが、老朽化がみられる。 ・山頂部の御鉢が埋没して不明瞭である。 |
| <p>社殿
鳥居
石造物
（Ⅲ）その他 サイン
の諸要素 擁壁
階段</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・一部、老朽化がみられる。 ・一部、老朽化がみられる。 ・一部、基部が埋没したもの、転倒したものがある。 ・平成30年に改修したが内容の改訂が必要である。 ・令和元年から令和3年にかけて南面擁壁の改修工事を行い、良好な状態を保っている。 ・一部、小規模な崩落がみられる。石階段に手すり等の安全性の確保が必要である。 |

⑥通船会所跡

- | | |
|---|--|
| <p>名称
（Ⅳ）本質的 通船会所跡・
価値を構成す 見沼通船会社
る可能性があ 本社跡
る諸要素</p> | <p>保存管理の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査を実施したことがないため、遺構がどの程度残されているのか不明である。 ・芝川改修工事の事業用地であることから、史跡指定には至っていない。 |
|---|--|

⑦西縁（芝川接合部分）

- | | |
|-------------------------|---|
| <p>名称
（Ⅳ）本質的 堤塘</p> | <p>保存管理の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡範囲外であり、再整備事業も対象外であるなど、 |
|-------------------------|---|

価値を構成する可能性のある諸要素

史跡の保存管理が実施されていない。

・芝川改修工事の事業用地であることから、史跡指定には至っていない。

（２）保存（保存管理）の基本方針

地区区分ごとに保存管理の基本方針を整理する。

地区区分

基本方針

①西縁

- ・本質的価値に関わる堤塘、西縁一の関及び西縁二の関跡については、厳格な取り扱いをもって保存管理を行う。
- ・園路については、認定道路、生活路及び散策路など、周辺地域住民の生活道路であるとともに、見学者が自由に散策できる部分であるため、周辺環境に配慮した保存管理を基本とする。
- ・南側に境界標を設置する。境界標を設置できない箇所については座標で管理を行う。

②東縁

- ・本質的価値に関わる堤塘、東縁一の関及び東縁二の関については、厳格な取り扱いをもって保存管理を行う。
- ・園路については、生活路及び散策路など、周辺地域住民の生活道路であるとともに、見学者が自由に散策できる部分であるため、周辺環境に配慮した保存管理を基本とする。
- ・南側に境界標を設置する。境界標を設置できない箇所については座標で管理を行う。

③鈴木家住宅

- ・主屋については、厳格な取り扱いをもって保存管理を行う。
- ・米蔵及び納屋については、保存管理を行いながら、修繕計画を立てて、修繕を進める。
- ・船小屋については、1次整備時に復元船を保管する施設として設置した管理施設である。修繕計画を立てて、修繕を進める。

④水神社

- ・本殿、鳥居及び水神社再建記念碑については、厳格な取り扱いをもって保存管理を行う。
- ・周辺民有地との境界標を設置する。

⑤木曾呂の富士塚

- ・塚盛土の崩落防止、塚盛土を覆う樹木の管理を行い、富士塚の形状を維持する保存管理を行う。
- ・新たなサインの設置や石造物の整備を行い、信仰の場としての富士塚の空間構成を知ることができる保存管理を行う。
- ・安全性に配慮した丸太階段及び石階段の整備を行う。

⑥通船会所跡

- ・遺構がどの程度残されているのか調査を行う。

⑦西縁（芝川接合 部分） ・経過観察を行う。

（3）保存（保存管理）の方法

保存の方法について、地区と構成要素ごとに以下の通り設定する。

①西縁

	名称	保存管理の方法
（Ⅰ）本質的 価値を構成す る諸要素	堤塘	・再整備事業で施工した箇所の経過観察を行い、必要があれば修繕などを行う。 ・樹木の状況を注視し、必要があれば伐採などの対処をする。
	西縁一の関	・再整備事業で施工した箇所の経過観察を行い、必要があれば修繕などを行う。
	西縁二の関跡	・経過観察をする。
（Ⅱ）歴史的 経緯を示す諸 要素	仮締切跡	・経過観察をする。
（Ⅲ）その他 の諸要素	サイン	・経過観察をする。
	園路	・再整備事業で施工した箇所の経過観察を行い、必要があれば修繕などを行う。

②東縁

	名称	保存管理の方法
（Ⅰ）本質的 価値を構成す る諸要素	堤塘	・再整備事業で施工した箇所の経過観察を行い、必要があれば修繕などを行う。 ・樹木の状況を注視し、必要があれば伐採などの対処をする。
	東縁一の関	・再整備事業で施工した箇所の経過観察を行い、必要があれば修繕などを行う。
	東縁二の関	・再整備事業で施工した箇所の経過観察を行い、必要があれば修繕などを行う。
（Ⅱ）歴史的 経緯を示す諸 要素	仮締切跡	・経過観察をする。
（Ⅲ）その他 の諸要素	休憩施設（ト イレ）	・経過観察をする。 ・トイレについては、日常管理とともに、適切に修繕を

	サイン	していく。
	園路	・経過観察をする。 ・再整備事業で施工した箇所の経過観察を行い、必要があれば修繕などを行う。 ・境界標を設置する。
③鈴木家住宅		
	名称	保存管理の方法
（Ⅰ）本質的 価値を構成す る諸要素	主屋	・経過観察をする。 ・荷重対策を含め、将来的な修繕計画を立てる。
	（Ⅱ）歴史的 経緯を示す諸 要素	米蔵・納屋 ・経過観察をする。 ・日常管理とともに、適切に修繕をしていく。
	（Ⅲ）その他 の諸要素	船小屋 ・経過観察をする。 ・将来的な修繕計画を立てる。
	復元船	・経過観察をする。
	サイン	・経過観察をする。
	敷地内見学ゾ ーン	・北側部分の土留めなど修繕計画を立てる。 ・樹木の状況を注視し、必要があれば伐採などの対処をする。
④水神社		
	名称	保存管理の方法
（Ⅰ）本質的 価値を構成す る諸要素	本殿	・経過観察をする。
	鳥居	・経過観察をする。
	水神社再建記 念碑	・経過観察をする。
（Ⅱ）歴史的 経緯を示す諸 要素	鳥居	・経過観察をする。
	（Ⅲ）その他 の諸要素	サイン ・経過観察をする。 見学ゾーン ・境界標を設置する。
⑤木曽呂の富士塚		
	名称	保存管理の方法

(Ⅱ) 歴史的 経緯を示す諸 要素	富士塚	・樹木管理とともに、適切に修繕をしていく。
	社殿	・経過観察をする。
	鳥居	・経過観察をする。
	石造物	・適切に修繕をしていく。
(Ⅲ) その他 の諸要素	サイン	・適切に修繕をしていく。
	擁壁	・経過観察をする。
	階段	・適切に修繕をしていく。

⑥通船会所跡

	名称	保存管理の方法
(Ⅳ) 本質的 価値を構成す る可能性があ る諸要素	通船会所跡・ 見沼通船会社 本社跡	・発掘調査を実施し、遺構の保存の必要性を検討する。

⑦西縁（芝川接合部分）

	名称	保存管理の方法
(Ⅳ) 本質的 価値を構成す る可能性があ る諸要素	堤塘	・当面は経過観察をする。

（４）現状変更の取り扱い基準

１）現状変更取り扱い基準取扱方針及び取扱基準

①現状変更取り扱い基準取扱方針

「文化財保護法」（以下「法」という）第 125 条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、現状変更等のうち、文化財保護法施行令第5条第4項各号の規定に定められたものは、当該現状変更等が行われる地域に応じてさいたま市教育委員会または川口市教育委員会が事務処理を行う。

見沼通船堀にかかわる現状変更等については、史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係わるもの以外の行為は認めないことを原則とする。ただし、史跡指定地周辺における地域住民の生活に密接に関わる現状変更行為等については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件として、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさな

いこと史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること、当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分ふまえるものとする。地下遺構の存在が想定される箇所ではさいたま市教育委員会または川口市教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては計画の変更等もありうる。

②地区区分ごとの現状変更等の許可基準

史跡指定地における現状変更等を適切に取り扱うため、取扱基準について区域ごとに以下の通り整理する。なお、保存活用上必要な行為であっても、本質的価値をき損する恐れがある場合は、現状変更等を許可しない。

地区区分	構成要素区分	構成要素等	現状変更等の取扱基準
① 西 堤塘 縁	(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	堤塘、西縁一の関、西縁二の関跡	・保存活用のための行為以外は原則許可しない。 ・発掘調査など学術調査は、遺構の保存を前提とし、必要最小限に留めた上で許可する。 ・指定地内の安全管理や周辺住民の生活など、公益上必要な整備に限り、新設や改修、撤去、移設を許可する。
	(Ⅱ) 歴史的経緯を示す諸要素	仮締切跡	
	(Ⅲ) その他の諸要素	サイン、園路	
② 東 堤塘 縁	(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	堤塘、東縁一の関、東縁二の関	・保存活用のための行為以外は原則許可しない。 ・発掘調査など学術調査は、遺構の保存を前提とし、必要最小限に留めた上で許可する。 ・指定地内の安全管理や周辺住民の生活など、公益上必要な整備に限り、新設や改修、撤去、移設を許可する。
	(Ⅱ) 歴史的経緯を示す諸要素	仮締切跡	
	(Ⅲ) その他の諸要素	休憩施設（トイレ）、サイン、園路	
③ 鈴木家住宅	(Ⅰ) 本質的価値を構成する諸要素	鈴木家住宅主屋	・保存活用のための行為以外は原則許可しない。ただし、鈴木家の住宅に供されている範囲での日常生活に必要な範囲の現状変更はやむをえないが、従来からの建造物については極力現状を維持するものとする。

	(Ⅱ) 歴史的経緯 を示す諸要素	米蔵・納屋	・ 保存活用のための行為以外は 原則許可しない。
	(Ⅲ) その他の諸 要素	船小屋、復元船、サ イン、敷地内見学ゾ ーン	・ 指定地内の安全管理や周辺住 民の生活など、公益上必要な整 備に限り、新設や改修、撤去、 移設を許可する。
④水神社	(Ⅰ) 本質的価値 を構成する諸要 素	本殿、鳥居、水神社 再建記念碑	・ 保存活用のための行為以外は 原則許可しない。
	(Ⅲ) その他の諸 要素	サイン、見学ゾーン	・ 指定地内の安全管理や周辺住 民の生活など、公益上必要な整 備に限り、新設や改修、撤去、 移設を許可する。
⑤木曾呂の 富士塚	(Ⅱ) 歴史的経緯 を示す諸要素	富士塚、社殿、鳥居、 石造物	・ 保存活用のための行為以外は 原則許可しない。
	(Ⅲ) その他の諸 要素	サイン、擁壁、階段	・ 指定地内の安全管理や周辺住 民の生活など、公益上必要な整 備に限り、新設や改修、撤去、 移設を許可する。

2) 保存に影響を及ぼす行為の明示

見沼通船堀における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為には、以下のものがある。

ア 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。

イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為には以下のようなものがある。

a 史跡を構成する主たる要素の復旧

- ・ 見沼通船堀を構成する堤塘、東縁一の関、東縁二の関及び西縁一の関や、遺構と一体となった土地のき損または衰亡箇所の復旧

- b 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設の整備等
 - ・ 柵、史跡標柱、境界標識及び説明板等保存施設の設置
 - ・ 歴史的景観の復旧や保存管理・整備活用のための植物の伐採、移植及び植栽
 - ・ その他保存管理、整備活用上必要な建造物の新築、増築、改築、改修及び除却並びに工作物の設置、改修及び除却
 - ・ これらに伴う土地の形質の変更
- c 史跡の風致景観を阻害する要素の移転、撤去

ウ 公益上必要な行為

以下に示す行為に伴う「工作物の設置、改修及び除却」「土地の形状の変更」「木竹の伐採及び植栽」。

- ・ 既存の道路・河川に係わる施設の補修、整備
- ・ 水道管等の地下埋設管類の改修、整備
- ・ 防災関連施設の整備

エ 居住者の日常生活に必要な行為

- ・ 建築物、工作物の新築（設置）・改築・改修・整備
- ・ 木竹の伐採、植栽、移植

オ 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為については、事前にさいたま市教育委員会または川口市教育委員会とその内容について協議したうえで、許可対象物件か否かを判断する。

3) 現状変更等の行為の許可のうちさいたま市教育委員会または川口市教育委員会が処理する事務

現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下のものについては、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、さいたま市教育委員会または川口市教育委員会が行う。

ア 小規模建築物の新築、増築又は改築

- ・ 階数が2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築に限る。
- ・ 建築面積（増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の面積）が120㎡以下のものに限る。
- ・ 設置期間が2年以内（増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3か月以内）のものに限る。設置期間の更新があらかじめ予想される場合には文化庁長官の許可を要する。

- ・新築、増築又は改築における土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模に限る。
- ・設置期間終了後の除却と併せて申請するものとする。

イ 工作物（建築物を除く）の設置又は改修

- ・対象となる工作物には以下のものを含む。
 - ①小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀
 - ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③小規模な観測・測定機器
 - ④木道
- ・改修にあたっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。

ウ 道路の舗装又は修繕

- ・「舗装」とは、既設未舗装道路に新たに舗装を行うことをいう。
- ・「修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更（道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む）を伴わないものに限る。

エ 史跡の管理に必要な施設の設置又は改修

- ・文化財保護法第 115 条第 1 項に規定する標識、説明板、境界標、囲い柵その他の施設の設置又は改修に限る。
- ・設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模に限る。
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に合致するものに限る。

オ インフラ施設に類する工作物の設置又は改修

- ・電柱、電線（配電管の電線及び電話線等の通信線を含む）、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物に限る。
- ・改修にあたっては、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超えない場合に限る。

カ 建築物等の除却

- ・建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。

キ 木竹の伐採

- ・ 4）に掲げる現状変更等の許可不要行為に該当しない木竹の伐採。

4）現状変更等許可申請を要しない行為

文化財保護法第 125 条のただし書きでは、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とあり、当該条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

ア 維持の措置

現状変更について許可を受けることを要しない維持の措置として「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条では次の通り定められている。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

非常災害のために必要な応急措置については、見沼通船堀において次のような措置を想定している。

- ・ 台風接近時に行う土嚢などによる堤塘や園路の保護など。
- ・ 地震や台風等の災害により建物が損傷・倒壊した場合に行う、シートや土嚢による損傷箇所への保護などの応急措置など。
- ・ 倒壊した樹木や流出した土砂の除去、崩落や落下の危険がある部材の除去など。

ウ 史跡の日常管理に関する行為

清掃、草刈り、堀内の泥の除去など、史跡指定地内の状態を一定に保つうえで必要不可欠な維持管理に関わる行為や、史跡の活用のために開催するイベントにともなう仮設物の設置等のうち、土地の形状変更や掘削がともなわない行為は、史跡の日常管理に関する行為として取り扱う。

（5）植生管理

指定地内の樹木の分布状況を調査し、地区ごとの保存と活用方針に応じた植生管理の方

針を立てる。植生管理の方針の検討にあたっては、以下の項目に留意する。

- ・法面付近の樹木は、地形の保護に重要な役割を果たしているものについては、現状維持を基本とする。
- ・近隣住民の安全性にかかわる樹木は、法規制に則り適正に管理をする。
- ・水神社の樹木は、適切な社叢景観の維持のため、所有者及び管理者が日常的管理を行う。
- ・遺構の理解や史跡の歴史的景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈を定期的に行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある樹木や、見学者に危険な樹木等は、必要性や安全性を十分考慮したうえで、伐採、剪定、枝打ち等を行う。
- ・見沼通船堀景観を阻害する樹木の伐採、枝打ち、切り下げを行う。

（6）追加指定

⑥通船会所跡及び⑦西縁堀（芝川接合部分）は本質的価値を有する可能性が高いが、芝川改修事業用地となっており、現状では追加指定は困難である。

当面は芝川改修事業の進捗を注視することになる。⑥通船会所跡については発掘調査をする必要があるため、芝川改修事業の前に実施することが望ましい。⑦西縁堀（芝川接合部分）については、発掘調査の予定はない。

（7）公有化

指定地のうち、見沼通船堀（西縁・東縁）と水神社については、それぞれ所有者による管理が行われており、公有化する可能性は低い。鈴木家住宅は、所有者の希望があった場合、土地及び建造物群ともに公有化を図るように考慮する。木曽呂の富士塚は史跡指定範囲を平成15年（2005）に公有化済みである。

（8）防災

1）災害履歴

①地震

大正12年（1923）の関東大震災により、水神社本殿が倒壊するなどの被害が発生した。その後も東日本大震災などの大規模地震が発生しているが、地震による史跡内の大きな被害は発生していない。

②台風・大雨

過去10年間の台風と大雨による史跡内の被害状況は表の通りである。多くが再整備事業前の被害であり、再整備事業によって被害が発生する件数は減少しているが、引き続き注意が必要である。また台風などの強風時には、史跡周辺の樹木が倒れるなどの被害が発生することがある。

発生年月日	被害状況
平成 27 年（2015） 9 月 10 日	台風 18 号通過に伴う暴風雨により、西縁一の関と東縁一の関の堤塘で一部陥没が発生した。
平成 28 年（2016） 9 月 20 日	台風 16 号通過に伴う暴風雨により、西縁一の関の両側の側板がき損した。また西縁一の関の堤塘で一部陥没が発生した。
令和元年（2019） 10 月 12 日	台風 19 号の通過時に伴って、芝川が増水し、見沼通船堀東縁・西縁ともに増水した。この影響により、見沼通船堀東縁の通船堀東橋の南西左岸側の堤塘が一部崩落した。
令和 2 年（2020） 8 月 13 日	集中豪雨に伴って、西縁の左岸側の法面の一部が崩落した。
令和 2 年（2020） 9 月 4 日	集中豪雨に伴って、西縁の左岸側の法面の一部が崩落した。
令和 5 年（2023） 6 月 2 日 ～ 3 日	集中豪雨に伴って、西縁の左岸側の法面の一部が崩落した。

表〇 過去 10 年間の台風・大雨による主な被害

2）防災における課題

①大地震発生時

・大規模地震発生によって、見沼通船堀全体に被害が生じる可能性がある。特に、西縁・東縁の堤塘法面、鈴木家住宅主屋や水神社本殿などの建造物、木曽呂の富士塚の塚盛土などは特に注意する必要がある。

②台風・大雨発生時

・台風・大雨発生によって、見沼通船堀全体に被害が生じる可能性がある。

・見沼通船堀西縁・東縁ともに堤塘については、再整備事業の完了に伴って、法面の補強が行われたが、台風などの大雨時には、増水による法面への被害状況を確認する必要がある。

・木曽呂の富士塚は、地震・大雨発生時の塚盛土の崩落・土砂の流出、台風発生時の塚盛土を覆う樹木の倒木等の恐れがある。塚盛土の保全、樹木の管理が課題となる。

③日常点検

大地震や、台風・大雨発生に備えて、日常点検を徹底する必要がある。

第7章 活用

(1) 活用の現状

①史跡の公開

- ・史跡指定地内は、堤塘と鈴木家住宅の居住地は立ち入りを禁止しているが、それ以外は基本的に公開している。
- ・史跡指定地周辺は、再整備工事によって園路整備が完了しており、見学者はもとより、近隣住民や通学する生徒が通行できるようになっている。
- ・見学者が史跡の本質的価値を意識できる仕組みについては、不足している。
- ・鈴木家住宅の主屋は非公開、附属建物は土日祝の公開となっている。
- ・毎年8月に見沼通船堀開門開閉実演を開催していて、毎回見学者は千数百人程度である。
- ・木曽呂の富士塚は、安全上の問題から胎内くぐりの開口部は塞いで立ち入り禁止にしているが、それ以外は基本的に公開している。
- ・木曽呂の富士塚に関する詳しいサインの設置等、見学者が史跡の本質的価値を意識できる仕組みについては、不足している。

②学校教育・生涯学習

- ・小学校教科書の題材として見沼通船堀が取り上げられている。一方、木曽呂の富士塚については学校教育、生涯学習の場での普及啓発は停滞している。
- ・文化財保護課発行の見沼通船堀のパンフレットは2種類ある。また尾間木史跡保存会発行の見沼通船堀のパンフレットが1種類ある。
- ・文化財保護課が出前講座を行っている。

③観光

- ・史跡見学の拠点がなく、観光面での活用が停滞している。
- ・駐車場が無く、バスのアクセスも悪いため、鉄道利用以外の利便性が悪い。
- ・集客が期待されるイベントが見沼通船堀開門開閉実演以外にほとんどない。

④まちづくり

- ・鈴木家住宅以外には古い住宅がほとんどない。
- ・史跡指定地周辺は宅地化が進行しているが、特にまちづくりへの関与はない。
- ・水神社をはじめとする神社などの存在が見沼通船堀の南側を走る県道周辺の景観を維持する機能を果たしている。

(2) 活用の課題

次に活用の課題を以下の通り整理する。

①史跡の公開

- ・見学者が史跡の本質的価値を理解できるような仕組み作りが不足している。
- ・見学の拠点となる鈴木家住宅の公開が十分ではない。
- ・駐車場がない。

②学校教育・生涯学習

- ・駐車場が無く、学校利用が限定的である。
- ・小学校教科書の題材として見沼通船堀が取り上げられているが、学校教育との積極的な連携ができていない。
- ・見沼通船堀について学ぶ小学校3・4年生向けのイベントが無い。
- ・さいたま市岩槻区にある真福寺貝塚のように、シンポジウムや講演会などの機会が無い。
- ・さいたま市立浦和博物館や埼玉県立歴史と民俗の博物館では、見沼通船堀について常設展示で取り上げられている。一方、令和元年度に開催されたさいたま市立博物館の第43回特別展「見沼 ～水と人の交流史～」以来、特別展や企画展としては開催されていない。

③観光

- ・史跡見学の拠点がなく、観光面での活用が停滞している。
- ・集客が期待されるイベントが少ない。
- ・観光事業との連携が少ない。

④まちづくり

- ・見沼通船堀を使ったまちづくりが行われていない。

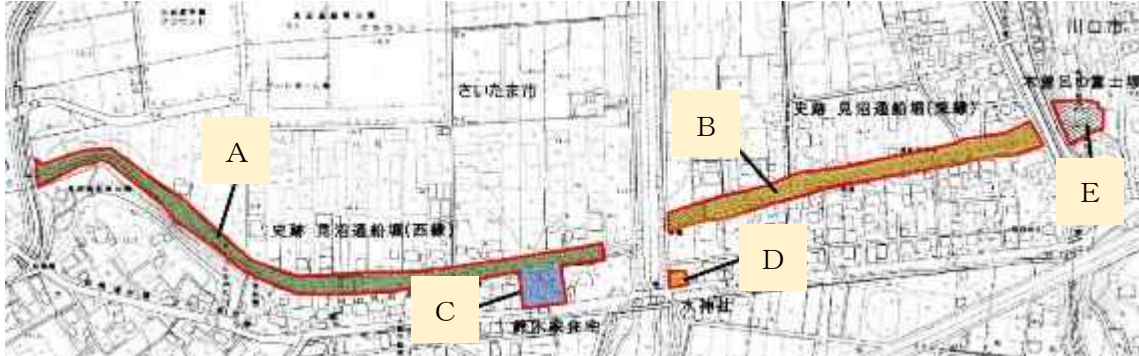
(3) 活用の基本方針

以上の現状と課題を踏まえて、活用の基本方針を以下の通り示す。

- ・史跡の本質的価値を理解できるような仕組みづくりをする。
- ・見学の拠点として、鈴木家住宅の公開機能を強化する。
- ・イベントや観光事業を行う。
- ・見沼通船堀を使ったまちづくりを行う。
- ・シンポジウムや講演会、企画展等史跡の本質的価値を周知する活動を行う。
- ・市内博物館で見沼通船堀に関する展示会が開催できるか検討する。
- ・木曽呂の富士塚の史跡としての価値を市民に広く周知・理解できるような仕組みづくりをする。

(4) 活用の地区設定と地区ごとの方針

活用を推進するために、A西縁、B東縁、C鈴木家住宅、D水神社、E木曾呂の富士塚に区分し、地区ごとの方針を定める。



A 西縁

- ・西縁一の関で、関の構造が学習できるよう、パンフレットの設置を行う。

B 東縁

- ・引き続き、東縁一の関と二の関を使って、見沼通船堀開門開閉実演を開催する。
- ・休憩施設を適切に管理することで、史跡見学者の休憩場所としての機能を維持する。



C 鈴木家住宅

- ・将来的に、公有化後に、鈴木家住宅主屋を公開し、史跡見学の拠点としての機能を充実させる。
- ・公有化までは、現在公開している納屋、米蔵、船小屋などについて、見学がしやすい環境を維持する。
- ・イベントや観光事業を実施する。

D 水神社

- ・引き続き見学ができる環境を維持する。

E 木曾呂の富士塚 (川口市)

- ・史跡の信仰の場としての空間構成・文化財的価値を理解できるようなサインの設置を行うとともに、見学ルートの改良を行う。

(5) 各活用分野における連携と活用方法

① 史跡の公開

- ・ 本質的価値を理解できるよう VR や AR 技術の導入を検討する。
- ・ 見学のしやすい環境の維持に努める。
- ・ 見沼通船堀の周遊コースを明示した案内図やガイドマップを制作する。

② 学校教育・生涯学習

- ・ 隣接して整備予定の見沼通船堀公園内に駐車場を設置するよう要望し、学校見学バスにも来てもらえるようにする。
- ・ 生徒の見学が増えるよう、市内小中学校と連携する。
- ・ 模型を更新し、鈴木家住宅などで公開する。
- ・ シンポジウムや講演会などのイベントを開催する。再整備事業完了及び保存活用計画策定に関連付けたイベントを1回、令和13年（2031）に見沼通船堀築造300周年を迎えることに関連付けたイベントを1回開催する。
- ・ 見沼通船堀に関する展示会を開催できるか、博物館所管施設と協議する。

③ 観光

- ・ 鈴木家住宅を見学の拠点として位置づけ、観光で利用できるようにする。
- ・ 見沼通船堀開門開閉実演の他にもイベントを実施する。
- ・ 観光事業との連携を模索する。

④ まちづくり

- ・ 見沼通船堀を使ったまちづくりが行えるよう、有識者や市民から意見をもらう。

第8章 調査

(1) 調査の現状

第3章で確認した通り、現在までに埋蔵文化財調査、歴史学調査、建築学調査、民俗学調査などが行われ、成果が出ている。

(2) 調査の課題

適切な史跡の保存や、積極的な史跡の活用のために、見沼通船堀の調査を進める必要がある。学術的な調査として、歴史学調査、建築学調査、民俗学調査、自然学調査、考古学調査が必要であり、また史跡の利用者調査も必要である。

(3) 調査の基本方針

調査の基本方針は以下の通りである。

①学術調査

調査	方針
歴史学調査	見沼通船堀に関する歴史的変遷をより明らかにする。
建築学調査	鈴木家住宅の保存活用のために、鈴木家住宅の建造物調査を継続する。
民俗学調査	見沼通船堀周辺住民から聞き取りを行い、記録に残す。
自然学調査（動植物）	見沼通船堀の周辺環境のための調査を行う。
考古学調査	通船会所跡地の遺構を調査する。

②市民・利用者調査

調査	方針
さいたま市市民意識調査	見沼通船堀の周辺環境のための調査を行う。
鈴木家住宅附属建物見学者アンケート調査	見学者のニーズを調査する。

(4) 調査の方法

①学術調査

調査	方法
歴史学調査	見沼通船堀に関する古文書・歴史資料について、所在状況などをまとめる。 見沼通船堀や見沼通船、大間木地区と下山口新田の周辺地域に関

	する古文書などの歴史資料から、調査を行う。 現在進行中のさいたま市史編さん事業の成果を活用する。
建築学調査	地元大学等の協力を得ながら、鈴木家住宅の建造物調査を継続する。
民俗学調査	地域住民からの聞き取り調査を行い、見沼通船堀に関わる地域住民の生業について調査を行う。また水神社の信仰について、基礎的な事実確認を行う。 現在進行中のさいたま市史編さん事業の成果を活用する。
自然学調査（動植物）	見沼通船堀周辺に生息する蟹や魚の生息調査や、樹木の調査を行う。
考古学調査	見沼通船堀の指定地内の発掘調査は概ね終了しているため、指定地に準ずる地区である通船会所地の発掘調査を行う。

②市民・利用者調査

調査	方針
さいたま市市民意識調査	引き続き、見沼通船堀の認知度の確認のため、調査を実施する。
鈴木家住宅附属建物見学者アンケート調査	鈴木家住宅附属建物の見学者を対象にアンケートを実施し、分析を行う。

第9章 整備

(1) 整備の現状

① 1次整備事業

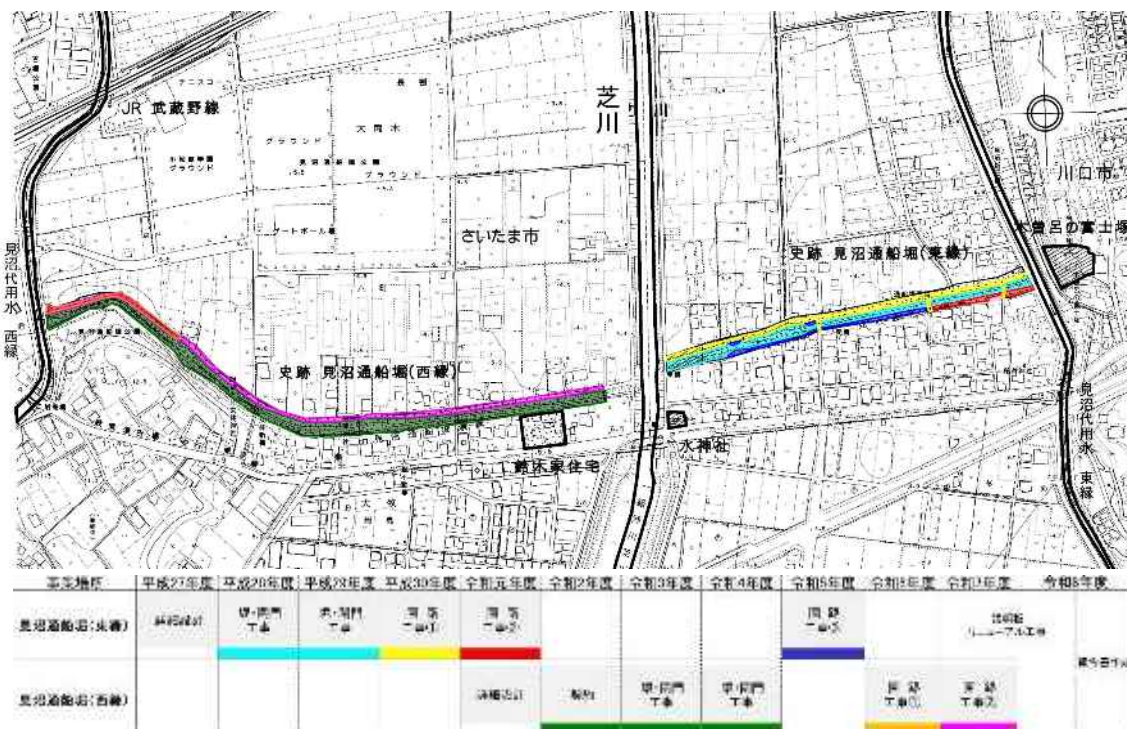
平成6年（1994）度から平成9年度にかけて実施した。史跡の現状を維持するとともに、損壊部分を修復し、失われた部分を資料に基づいて再現するとともに、史跡の価値を分かりやすく説明し、見学しやすい環境をつくることを目的に実施した。

実施年度	実施内容
平成6年度	東縁堤塘修復、東縁排水整備、東縁一の関・二の関復元、東縁閘門遺存材測量取上げ
平成7年度	東縁園路工事、東縁休憩施設工事、東縁道路工事
平成8年度	西縁堤塘修復、西縁雑排水整備、東縁施設整備、全体模型設置、鈴木家住宅附属建物実態調査、歴史の道標識設置
平成9年度	西縁園路工事、西縁道路雑排水整備、西縁一の関復元、舟の復元、鈴木家住宅附属建物整備、整備事業報告書

② 2次整備事業（再整備）

1次整備から20年近く経過し、史跡の一部で老朽化がみられたため、2次整備事業を実施することになった。1次整備時の状態に史跡を戻すとともに、見学する環境を整えるために、再整備工事を実施し、令和8年度をもって完了した。

実施年度	実施内容
平成27年度	休憩施設改修
平成28年度	東縁園路再整備工事①
平成29～30年度	東縁堤塘再整備工事
令和元年度	東縁園路再整備工事② 西縁堤塘再整備工事詳細設計
令和2～4年度	西縁堤塘再整備工事
令和5年度	東縁園路再整備工事③
令和6～7年度	西縁園路再整備工事
令和7～8年度	サイン再整備工事
令和8年度	実績報告書刊行



図〇 2次整備事業（再整備事業）の各年度実施状況と箇所

(2) 整備の課題

1次整備と2次整備により整備が進められたが、いまだ整備の課題も残されている。課題は以下の通りである。

- ・鈴木家住宅の主屋と附属建物の一体的な保存・活用のためには整備が必要であり、計画的な修繕を行う必要がある。
- ・追加指定された水神社については整備が未実施である。
- ・史跡範囲全体的に樹木の繁茂や老朽化が問題となっており、対策をする必要がある。
- ・西縁南側の法面には、現在も近隣住宅の汚水を流すための、雑排水管がある。雑排水管の管理口が法面から露出しており、景観上改善の余地がある。

(3) 整備の基本方針

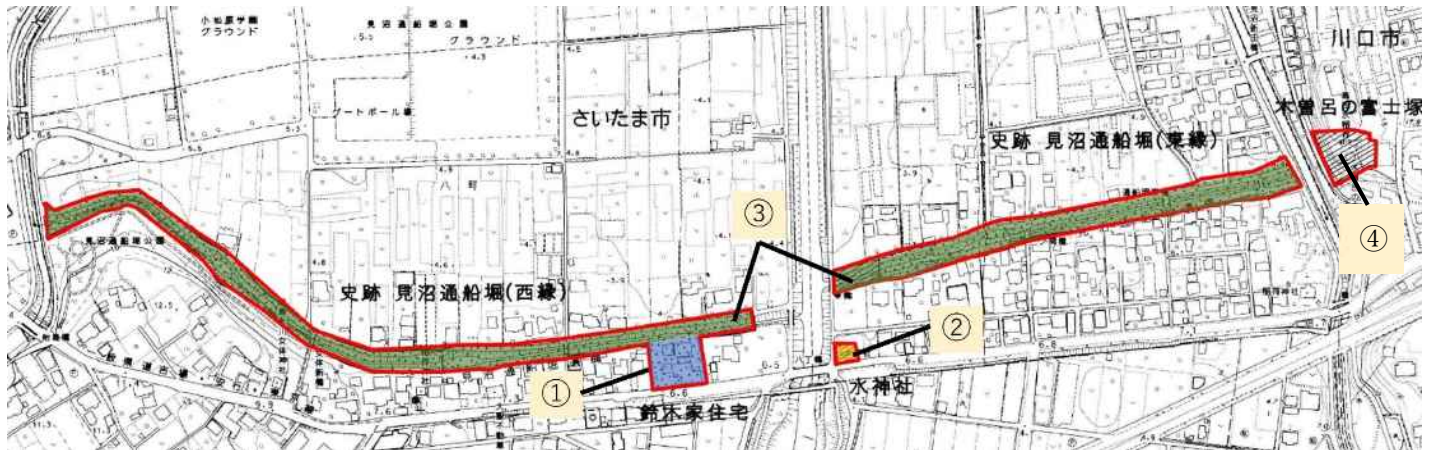
以上の現状と課題から、整備の基本方針を以下の通り設定する。

- ・見沼通船堀の保存活用のために鈴木家住宅、水神社、西縁・東縁に分けて整備を行う。
- ・鈴木家住宅の主屋は、公有化後に公開できるように、整備を計画する。
- ・鈴木家住宅の納屋、米蔵、船小屋などは計画を立て、修繕を行う。
- ・境界が不明確な箇所は境界標を設置する。
- ・樹木管理については、日常点検とともに、老朽化している樹木伐採などを行う。

(4) 整備の方法

①地区設定と地区ごとの方針

整備の優先度の高い地区として、A鈴木家住宅、B水神社、C西縁・東縁、D木曽呂の富士塚を設定し、それぞれの方針を明示する。



図〇 整備の地区区分

A 鈴木家住宅

- ・時期は未定であるが、公有化後に主屋の公開のための整備を実施する。公開スペース、管理スペース、収蔵スペース、公開スペース（庭園）を決め、整備を行う。
- ・附属建物（米蔵・納屋・船小屋）の老朽化対策として、修繕を実施する。
- ・北側部分の崩落対策を講じるとともに、防護柵を改築する。
- ・繁茂する樹木の対策を講じる。

B 水神社

- ・繁茂する樹木の対策を講じる。
- ・水神社本殿の老朽化対策を講じる。
- ・境界標を設置する。

C 西縁・東縁

- ・南側の民有地との境界に、境界標を設置する。ただし法面部分など、境界標設置が困難な箇所については見合わせる。
- ・繁茂する樹木の対策を講じるとともに、老朽化した樹木の対策を講じる。



写真〇 見沼通船堀西縁一の関

D 木曽呂の富士塚

- ・塚盛土の崩落、流出の対策を講じる。

- ・塚盛土上に繁茂する樹木の対策を講じる。
- ・社殿、鳥居などの老朽化対策を講じる。
- ・転倒、埋没した石造物の整備を講じる。
- ・見学ルート、石階段、丸太階段の安全対策を講じる。

②保存のための整備（災害復旧、保存修理、防災対策）の手法

- ・再整備工事が終了しているが、遺構の保存状態や立地環境を踏まえて、史跡の状態を確認し、必要があれば復旧整備を進める。
- ・鈴木家北側の崩落対策の土留めや転落防止柵を設置する。
- ・境界標を設置する。

③樹木の維持管理

- ・史跡全体の老朽化した樹木を把握し、所有者と調整したうえで維持・管理に務める。
- ・繁茂した樹木についても適切な維持・管理に務め、周辺の電線などへの影響が出ないように伐採などを進める。

樹木の維持・管理等に関する各対象地での対応の考え方

対象	対応の考え方
A 鈴木家住宅	・北側に樹木があり、附属建物の保存に影響が発生しないよう、適切に伐採する。
B 水神社	・すでに繁茂していることから、電柱など周辺への影響が懸念されるため、適切に伐採を行う。
C 西縁・東縁	・桜の木をはじめ、老朽化している樹木が多く、危険な樹木は伐採を行う。 ・民有地との境界付近にある樹木は、境界を越えて枝や葉が伸長することがあるため、適切に伐採する。 ・園路上に樹木の枝や葉が伸びて、電線や道路の通行に支障が出る場合は、伐採する。 ・全体として、大型の樹木については今後の維持・管理が困難になることが見込まれるため、早めに対策を講じる。
D 木曾呂の富士塚	・塚盛土を覆う樹木の適切な伐採・伐根を行う。特に伐根に関しては塚盛土の崩落につながる可能性があるため、専門業者との協議のうえ行う。

④主として活用のための施設整備（環境整備、活用施設）に関わる手法

内容	手法
見学環境の整備	・鈴木家住宅の公有化後に、公開、管理、収蔵の機能的分類により、主屋を整備し、公開する。 ・鈴木家住宅の附属施設については適切な維持管理に務め、劣化が進む前に計画的に修繕を行う。 ・東縁と西縁の堤塘・園路については、整備が実施されているため、適切な維持管理に務め、き損が発生する場合は、適切に復旧する。
管理便益施設の更新	・休憩施設や園路沿いの擬木柵は再整備事業により整備が行われているため、定期的な点検と維持管理を行う。 ・機能不全や老朽化している管理便益施設は、撤去、更新、移設等を行う。

⑤見沼通船堀公園の整備事業との協業

都市公園課が所管する見沼通船堀公園では、国指定史跡の見沼通船堀と周辺の斜面林を保全、見沼田圃の農的環境に配慮し、都市住民が歴史・文化、自然に触れ合える場の創出を目指した総合公園の整備が行われる予定である。

現状は、ソフトボール場やサッカー場、ゲートボール場のほか、ドッグランを暫定供用しており、多くの市民に利用されている。

見沼通船堀の整備を進めるにあたっては、見沼通船堀公園と調和するように、環境面や景観面に配慮する必要がある。

⑥整備の実施（短期的・長期的展望）

時期・展望	内容
短期的に実施する整備	・鈴木家北側の崩落対策の土留めと転落防止柵の設置 ・境界標の設置
長期的展望をもって実施する整備	・東縁・西縁の維持・管理・更新 ・鈴木家住宅附属建物の維持・管理・更新 ・休憩施設や園路沿いの擬木柵などの管理便益施設の維持・管理・更新 なお、鈴木家住宅主屋の整備は公有化実施後に行う。

第 10 章 運営・体制

（１）運営・体制の現状

運営及び体制にかかわる現状は次の通りである。

- ・見沼通船堀の管理団体はさいたま市と川口市であり、さいたま市域の史跡範囲についてはさいたま市教育委員会が、川口市域の史跡範囲については、川口市教育委員会が保存・活用及びそれに関わる整備の中心的な役割を担っている。
- ・所有者である、見沼代用水土地改良区、鈴木家の他、26 名による共有地もあるが、史跡の保存活用にあって協力をしている。
- ・堤塘部分については、日常管理を地権者である見沼代用水土地改良区が管理を行っている。水門の管理など通水に関する管理なども見沼代用水土地改良区が行っている。
- ・鈴木家住宅敷地内の、主屋と庭部分については、所有者である鈴木家が管理を行っている。附属建物（米蔵・納屋・船小屋）など公開部分についてはさいたま市文化財保護課が管理を行っており、開館日はさいたま市文化財保護課が委託するシルバー人材センター職員で管理が行われている。
- ・水神社は地権者である地元住民による管理が行われているほか、清掃はさいたま市文化財保護課が行っている。
- ・隣接する見沼通船堀公園は、さいたま市都市公園課が委託するさいたま市公園緑地協会が管理を行っている。
- ・毎年夏に開催している見沼通船堀閘門開閉実演は、文化財保護課が主体となり、所有者である見沼代用水土地改良区と鈴木家の協力のもと、実施している。見沼通船舟歌保存会や地域住民による積極的な参加もある。
- ・さいたま市文化財保護課と川口市文化財課の間で連絡調整はされていない。

（２）運営・体制の課題

以上の現状を踏まえ、次の通り課題を整理する。

- ・史跡の主要部分である、堀・堤塘・園路部分についての、管理のすみわけを、所有者である見沼代用水土地改良区との間で協議する必要がある。
- ・日常的な樹木管理、草刈りなど、その手法を検討する必要がある。
- ・史跡内の日常管理のために、ボランティア団体を組織するなど、ボランティアの活用を検討する必要がある。
- ・将来的な見沼通船堀公園構想と史跡の保存活用が連携できるように、庁内関係部署と連携をとる必要がある。
- ・学校教育や生涯学習における活用を進めるために、庁内関係部署と連携をとる必要がある。
- ・将来的な鈴木家住宅の公有化を見据えて、鈴木家住宅の管理のあり方について議論す

る、文化財保護課、鈴木家、地域住民、有識者で構成される検討会を組織する必要がある。

- ・見沼通船堀開門開閉実演などイベントについては、文化財保護課が引き続き主体として運営を行うが、新たな担い手となる人材の確保と育成を検討する必要がある。

- ・管理団体であるさいたま市と川口市間で史跡の保存活用について、情報共有をしていく必要がある。

- ・見沼通船堀や鈴木家住宅の解説ができる人材が現地にいない。

（３）運営・体制の基本方針

以上の現状と課題を踏まえた上で、運営・体制の基本方針を以下の通り設定する。

- ・見沼通船堀の運営主体であるさいたま市文化財保護課及び川口市文化財課を中心に、所有者、地域住民による協力体制を構築する。

- ・ボランティア団体を組織し、見沼通船堀の運営に参画できるよう、検討を行う。

- ・庁内関係部署による協力体制を構築する。

（４）運営・体制整備の方法

運営・体制整備について、具体的な方法を以下に示す。

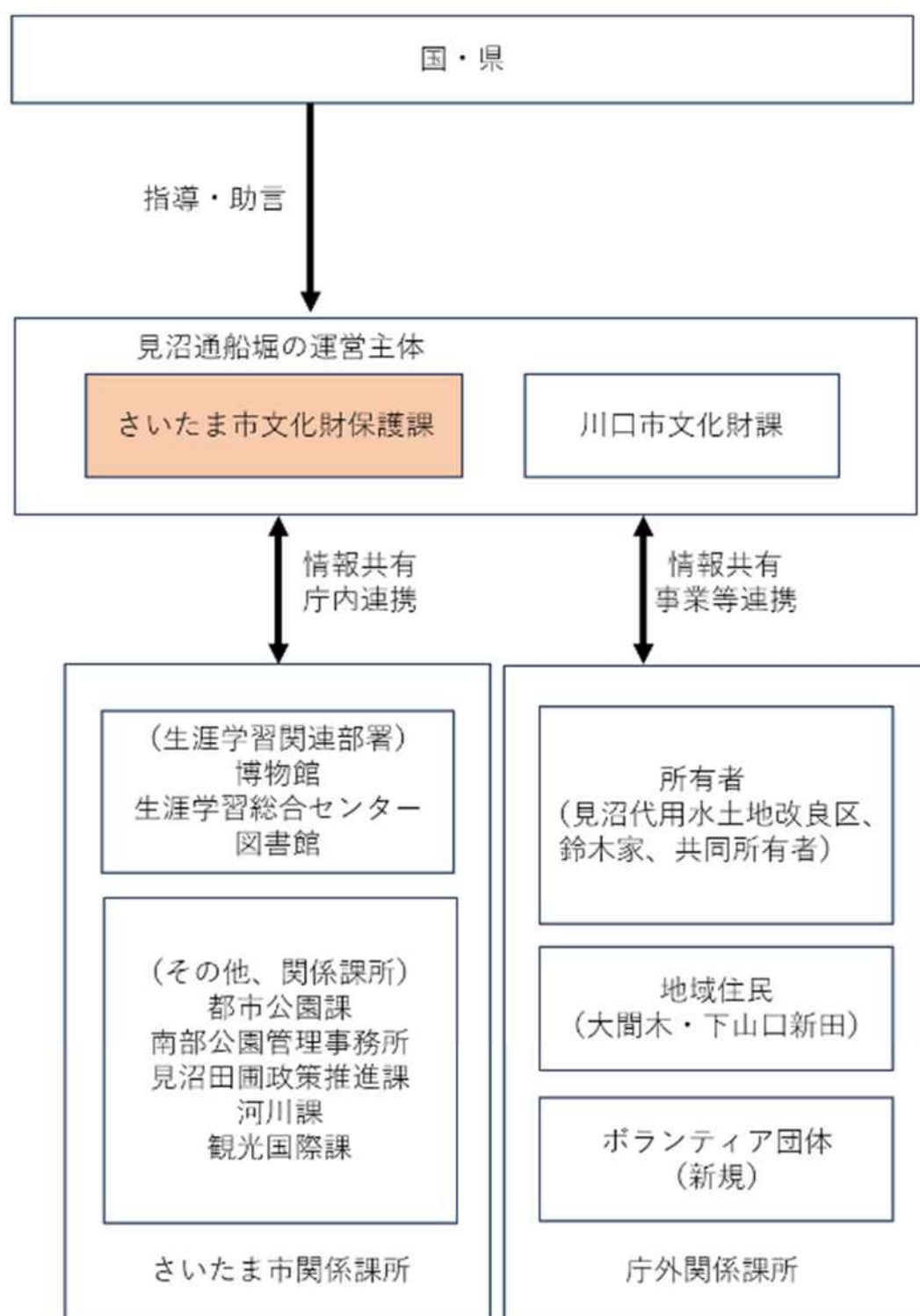
- ・さいたま市文化財保護課と川口市文化財課が、史跡の保存活用を推進するとともに、さいたま市と川口市の間で見沼通船堀の史跡の保存活用に関して情報共有を目的に、定期的に連絡調整の場を設ける。

- ・さいたま市の生涯学習・公園・見沼等関係部署と協力しながら、情報共有や連携を行う。

- ・管理団体、所有者、地域住民のさらなる協力体制を構築し、情報共有や事業連携を行う。

- ・ボランティア団体設立に向けて、準備を進める。

国指定史跡見沼通船堀の運営体制



第 11 章 実施計画

(1) 施策の実施計画の策定

第 6 章～第 10 章に定めた方向性・方法を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、それらの実施を目指す期間を示す。計画期間は令和 9 年度(2027)から令和 18 年度(2036)の 10 か年としており、前期と後期に分ける。

区分・施策		前期 5 か年（令和 9 年度から 13 年度）	後期 5 か年（令和 14 年度から 18 年度）
保存	日常の維持管理	実施する	実施する
	再整備事業で行った整備の経過観察	実施する	実施する
	通船会所跡地の保存	考古学調査を実施する	必要があれば実施する
活用	史跡の公開	見沼通船堀閘門開閉実演などのイベントを実施する	見沼通船堀閘門開閉実演などのイベントを実施する
	シンポジウム・講演会等の開催	令和 9 年度と令和 13 年度にシンポジウム・講演会等を開催する	必要があれば実施する
	見沼通船堀の展示	博物館と展示について協議する	必要があれば実施する
	学校教育・生涯学習	学校や生涯学習担当部署と協力する	学校や生涯学習担当部署と協力する
	観光	観光イベントの計画をする	観光イベントを実施する
	まちづくり	有識者や地元住民からの聞き取り調査を行う	聞き取り調査結果を活用した取り組みを行う
調査	学術調査歴史学調査	歴史学調査、建築学調査、民俗学調査、考古学調査を実施する	自然学調査を実施する
	市民・利用者調査	さいたま市市民意識調査に参画し、鈴木家住宅附属建物見学者アンケート調査を実施する。	さいたま市市民意識調査に参画し、鈴木家住宅附属建物見学者アンケート調査を実施する。
整備	鈴木家住宅	土留めと防護柵を設置の検	附属建物の修繕を行う。主

		討を行う 附属建物の修繕を行う 主屋部分の修繕計画を立てる	屋部分の修繕計画を立てるとともに活用の方針を決める
	水神社	境界標を設置する	
	西縁・東縁	境界標を設置する	
	木曾呂の富士塚	塚盛土の崩落、流出の対策を講じる 塚盛土上に繁茂する樹木の対策を講じる 社殿、鳥居などの老朽化対策を講じる 転倒、埋没した石造物の整備を講じる 見学ルート、石階段、丸太階段の安全対策を講じる	塚盛土の崩落、流出の対策を講じる 塚盛土上に繁茂する樹木の対策を講じる 社殿、鳥居などの老朽化対策を講じる 転倒、埋没した石造物の整備を講じる 見学ルート、石階段、丸太階段の安全対策を講じる
	その他	見沼通船堀公園整備計画に協力する	見沼通船堀公園整備計画に協力する
運営体制	さいたま市と川口市の協力体制	情報共有の体制を作り、1年に1回以上連絡調整の場を設ける。	情報共有の体制を作り、1年に1回以上連絡調整の場を設ける。
	管理団体、所有者、地域住民の協力体制	役割分担の再確認を行う	役割分担の再確認を行う
	ボランティア団体	設立に向けた検討を行う	設立に向けた準備に取り掛かる

(2) 施策・事業の実施への対応

今後、見沼通船堀に関わる調査・研究、遺構整備、史跡利用のための環境整備、追加指定や土地の公有化を円滑に進めるためには、限られた予算と人員を有効に活用する観点を持ちながら、次のような施策・事業の実施のための課題に対応することが求められる。以下の点に注意しながら、施策・事業を展開する。

- ・必要な予算の確保
- ・優先順位の設定と効果的な事業実施
- ・計画（施策・事業）の進行管理

第12章 経過観察

(1) 経過観察の方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、市民・地域活動団体の協力と参加を得ながら、将来にわたり持続的に保存（保存管理）に取り組み、計画的に公開・活用や整備を行っていくことが必要であり、そのための運営・体制の整備も求められる。また、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、中長期的な視点で保存（保存管理）や整備・活用などの取組を充実させるとともに、その成果を高めていくことが重要である。このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、基本理念に立ち返り、現況を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

(2) 経過観察の方法

経過観察はさいたま市文化財保護課と川口市文化財課が中心となってチェックリストをもとに実施し、両市間で行う連絡調整の場において、双方で確認を行う。経過観察の結果は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

(3) チェックリスト

区分・施策		項目
保存	日常の維持管理	維持管理が適切に実施されているか
	再整備事業で行った整備の経過観察	整備箇所の状態は良好か
	通船会所跡地の保存	考古学調査は実施されているか。
活用	史跡の公開	見沼通船堀開門開閉実演などのイベントを実施しているか
	シンポジウム・講演会等の開催	シンポジウム・講演会等を開催できているか
	見沼通船堀の展示	博物館と展示について協議できているか
	学校教育・生涯学習	学校や生涯学習担当部署と協力ができているか
	観光	観光イベントの計画・実施はできているか

	まちづくり	有識者や地元住民からの聞き取り調査や取り組みが進められているか
調査	学術調査歴史学調査	学術調査が実施されているか
	市民・利用者調査	市民・利用者調査が実施されているか
整備	鈴木家住宅	修繕の計画・実施が進められているか
	水神社	境界標は計画・設置されているか
	西縁・東縁	境界標は計画・設置されているか
	木曽呂の富士塚	木曽呂の富士塚の整備について、計画・実施が進められているか
	その他	見沼通船堀公園整備計画に協力しているか
運営体制	さいたま市と川口市の協力体制	情報共有の体制を作り、1年に1回以上連絡調整の場を設けられているか
	管理団体、所有者、地域住民の協力体制	役割分担の再確認が行われているか
	ボランティア団体	設立に向けた検討・準備が進められているか

参考文献

●書籍等

- 青木義脩『井澤弥惣兵衛為永 見沼新田開発指導者その人と事績』（野外調査研究所、2015 年）
- 川名登『近世日本の川船研究 近世河川水運史 上』（日本経済評論社、2003 年）
- 川名登『船の科学館叢書 7 船鑑』（船の科学館、2013 年）
- 埼玉県埋蔵文化財調査事業団『四本竹遺跡 芝川見沼第 1 調節池関係埋蔵文化財発掘調査報告（埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第 122 集）』（1992 年）
- 黒須茂『近世武蔵の農業経営と河川改修』（さきたま出版会、2015 年）
- 徳仁親王『水運史から世界の水へ』（NHK 出版、2019 年）
- 沼沢喬『見沼通船と小山田与清』（近代文芸社、1995 年）
- 野尻靖『氷川女体神社』（さきたま出版会、1995 年）
- 野尻靖『大宮氷川神社と氷川女體神社 その歴史と文化』（さきたま出版会、2020 年）
- 橋本直子『耕地開発と景観の自然環境学—利根川流域の近世河川環境を中心に』（古今書院、2010 年）
- 松浦茂樹『利根川近現代史 附戦国末期から近世初期にかけての利根川東遷』（古今書院、2016 年）
- 松浦茂樹『遷都と国土経営 古代から近代にいたる国土史』（古今書院、2018 年）
- 『見沼代用水沿革史』（見沼代用水土地改良区、1957 年）
- 『見沼土地改良区史』（見沼土地改良区、1988 年）

●論文等

- 青木義脩「見沼新田開発と野田のサギ山開始」（『うらわ文化』127 号、2016 年）
- 井上拓巳「近世における見沼通船堀周辺の構造と運用の実態について」 早稲田大学図書館所蔵「見沼用水通船図」の紹介を中心に」（『さいたま市立博物館調査レポート』、2019 年）
- 井上拓巳「「見沼用水通船図」と見沼通船研究：早稲田大学図書館 WINE」（『埼玉地方史』82 号、2021 年）
- 丹治健蔵「近世見沼通船と地廻り経済の展開 天保期を中心として」（『浦和市史研究』7 号、1992 年）
- 野崎雅秀「見沼代用水の舟運と商品流通」（『交通史研究』38 号、1997 年）
- 野尻靖「日本近世の閘門式運河現地調査報告」（『さいたま市博物館研究紀要』3 集、2004 年）
- 野村兼太郎「見沼通船と小山田与清（社会経済史資料紹介）」（『三田學會雑誌』31（4）、1937 年）
- 野村兼太郎「見沼通船と御定運賃（社会経済史資料紹介）」（『三田學會雑誌』31（5）、1937 年）
- 葉山禎作「見沼通船における会所と積場（上）—文政通船改革をめぐる舟運機構の変化—」

(『埼玉県史研究』13 号、1984 年)

●展示図録

浦和市立郷土博物館『見沼 その歴史と文化』(1998 年)

川口市立文化財センター分館郷土資料館『母なる芝川 川口をつらぬく川』(2017 年)

さいたま市立博物館『第 43 回特別展 見沼～水と人の交流史～』(2019 年)

●自治体史

『浦和市史』『大宮市史』『与野市史』『埼玉県史』など

史跡見沼通船堀保存活用計画

令和 9 年〇月〇日発行

編集・発行

さいたま市教育委員会事務局 生涯学習部文化財保護課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

川口市教育委員会事務局 教育総務部 文化財課

〒332-0031 川口市青木 3-17-11